保存顯彰施設

神武天皇聖蹟磐余邑推考地の保存顯彰施設に關しては、其の實施箇所として、奈良縣磯城郡香久山村大字吉備字高部の村社春日神社附近を選定し、其處に顯彰碑を建設して、碑の表面には、

神武天皇聖蹟磐余邑顯彰碑

裏面には、

神武天皇戊午年十一月兄磯城ヲ討チ給ヒ皇軍ノ虜ヲ破ルヤ大軍集マリテ磐余邑ニ充滿セリ聖蹟ハ此ノ地方ナリト推セラルと刻することとし、其の意見を紀元二千六百年奉祝會に回付した。

仍つて同會に於ては、之に基き、該地に北面して標準型顯彰碑を建設することに決定し、右工事は之が施行を同會より奈良縣に委囑し、昭和十五年十二月着工、翌十六年四月に竣功した。（圖八二版）

註一〔日本書紀〕三 神武天皇

（戊午年九月）復有兄磯城軍、布滿於磐余邑、（磯、此云志、）賊虜所據、皆是要害之地、（戊午年）十有一月癸亥朔己巳、皇師大擧、將攻磯城彦、先遣使者徵兄磯城、兄磯城不承命、（○中略）乃使弟磯城開示利害、而兄磯城等猶守愚謀不肯承伏、（○中略）乃出女軍以臨之、虜謂大兵已至、畢力相待、先是、皇軍攻必取戰必勝、而介胄之士、不無疲弊、故聊爲御謠以慰將卒之心焉、謠曰、哆哆奈梅豆、伊那瑳能椰摩能、虛能莽由毛、易喩者摩毛羅毘、多多介陪磨、和例破椰隈怒、之摩途等利、宇介譬餓等茂、伊莽輸開珥虛禰、果以男軍越墨坂、從後夾擊破之、斬其梟帥兄磯城等、（己未年二月）夫磐余之地、舊名片居、（片居、此云伽哆奚、）亦曰片立、（片立、此云伽哆哆知、）逮我皇師之破虜也、大軍集而滿於其地、因改號爲磐余、或曰、天皇往葺嚴瓮粮出軍西征、是時、磯城八十梟帥於彼處屯聚居之、（屯聚居、此云怡波瀰麥、）果與天皇大戰、遂爲皇師所滅、故名之曰磐余邑、

註二〔日本書紀〕十二 履中天皇

元年春二月壬午朔、皇太子卽位於磐余稚櫻宮、

〔古事記〕下 履中天皇

子伊邪本和氣王、坐伊波禮之若櫻宮治天下也、

〔日本書紀〕十五 清寧天皇

元年春正月戊戌朔壬子、命有司、設壇場於磐余甕栗、

〔古事記〕下 清寧天皇

御子白髮大倭根子命、坐伊波禮之甕栗宮、治天下也、

〔日本書紀〕十七 繼體天皇
廿年秋九月丁酉朔己酉、遷都磐余玉穗、一本云、七年也、

〔古事記〕下 繼體天皇
品太王五世孫、袁本杼命、坐伊波禮之玉穗宮、治天下也、

註三〔日本書紀〕十四 雄略天皇
（十年）冬十月乙卯朔辛酉、以水間君所獻養鳥人等、安置於輕村、磐余村二所、

註四〔延喜式〕九 神祇九 神名上（大和國十市郡）
石村山口神社 大、月次新嘗、

〔扶桑略記〕三 用明天皇
乙巳年九月五日、天皇卽位、明年以爲元年、都大和國十市郡雙槻宮、一云、磐余池邊雙槻宮、

〔帝王編年記〕五 履中天皇
磐余稚櫻宮、大和國十市郡、御盡櫻花落、因名宮、

〔帝王編年記〕六 清寧天皇
磐余甕栗宮、大和國十市郡、白香谷是也、

〔帝王編年記〕七 繼體天皇
磐余玉穗宮、大和國十市郡、

註五〔磐余山東光寺記〕 ○延享二年八月 莊平作子晴著

篇末にある著者の作詩の序に「同諸君登磐余山二首」とある。

註六〔日本書紀〕十二 履中天皇
（二年）十一月、作磐余池、
三年冬十一月丙寅朔辛未、天皇泛兩枝船于磐余市磯池、與皇妃各分乘而遊宴、膳臣余磯獻酒、時櫻花落于御盞、天皇異之、則召物部長眞膽連、詔之曰、是花也非時而來、其何處之花矣、汝自可求、於是長眞膽連、獨尋花、獲于掖上室山而獻之、天皇歡其希有、卽爲宮名、故謂磐余稚櫻宮、其此之緣也、

〔大和志〕十五 十市郡 古蹟
市磯池
在池內村而石寸掖上山亦隣于此　履中天皇三年冬十一月　天皇泛兩枝船于磐余市磯池遊宴卽此

〔大和名所圖會〕六 十市郡
市磯池　池內村にありとぞむかし稚櫻の內裏の前にありとなん

註七〔大和志〕十五 十市郡 古蹟
稚櫻宮
池內村　神功皇后三年春正月都磐余是謂稚櫻宮　履中天皇元年復都于此
甕栗宮
池內御厨子邑　清寧天皇卽位於磐余甕栗宮　甕栗宮

〔神武卷藻鹽草〕

磐余邑ハ十市郡ニ屬ス○中略今池内村ニ磐余稚櫻宮磐余甕栗宮ノ舊蹟アリ和名抄ニ飯富郷ト見ヘタルハ磐余ノ轉訛セルニヤ

〔大和名所圖會〕六十市郡

稚櫻宮

池内村にあり神功皇后三年春正月磐余に都したまふこれを稚櫻宮といふ履中天皇もこゝにて即位したまひけるよし日本紀に見へたり

甕栗宮

清寧天皇磐余甕栗宮に即位し給ふ事日本紀に見へたり池内御厨子邑といふ又帝王編年曰十市郡白香谷是なりとそ○下略

一八　鴨邑

神武天皇聖蹟鴨邑は、奈良縣生駒郡にあつて、其の地域は凡そ北倭村及富雄村に亙る地方と認められる。（圖版第八三）

日本書紀に據れば、鴨邑（とびのむら）はもと邑名を長髓と云ひ、神武天皇既に諸虜を御平定あらせられ、遂に戊午年（御即位前三年）十二月皇軍を率ゐて、曩に孔舍衛坂に於て天皇

を拒み奉つた長髓彦の軍を御討伐遊ばされた處である。始め皇軍は苦戰を重ねたが、時に忽ち天曇つて氷雨（ひさめ）ふり、金色の靈鵄が飛び來つて皇弓の弭に止まるや、其の鵄の光は流電の如く照り輝いたので、虜軍皆迷眩して復た力戰すること能はざるに至つた。かくて時人は皇軍が鵄の瑞を得たことに因んで、長髓の邑名を改めて鵄邑と名づけたが、後訛つて鳥見と稱するやうになつたとある。（註一）

日本書紀に據れば、鵄邑（鳥見邑）はもと長髓と云ひ、長髓彦は長髓邑、即ち後の鵄邑に蟠居してゐた者であつて、神武天皇は之を其の據地に擊たせられたと解せられるが、大和國内に於て古く「トミ」と稱へられた地は、今の磯城郡と生駒郡との二箇所にあつて、前者は大和平野の東南隅に、後者は其の西北隅に位し、正しく對蹠的な位置を占めてゐるのである。今磯城郡について見るに、城島村大字外山（とび）（舊外山村）附近は江戸時代以來鵄邑の故地として注意されて來たが、戊午年十二月長髓彦の軍御討伐の際には、天皇は既に今の宇陀郡、吉野郡地方から磯城郡地方を御平定あらせられてゐたのであるから、長髓邑（鵄邑）を外山附近に擬することは不當である。從つて鵄邑は生駒郡内の「トミ」の地を以て之に當つべきであらう。又これより先、

天皇が難波之碕を經て河內國の盾津に御上陸あらせられ、膽駒山を踰えて中洲に入らんとせられた砌、長髓彥が孔舍衛坂に於て阻み奉つたことから見ても、大和國の西北部、河內國に接する此の地方に鵤邑を求めるのは至當であつて、萬葉集註釋に引かれた伊勢國風土記に、

始天日別命、神倭磐余彥天皇、自彼西宮征此東州之時、隨天皇到紀伊國熊野村、于時隨金烏之導、入中州、而別於(刋カ)菟田下縣、天皇勅大部日臣命曰、逆黨膽駒長髓宜早征罰、とあるのは、其の傍證とすることが出來るであらう。

生駒郡中、舊添下郡の地內に屬する凡そ北倭村、富雄村(註二)の兩村に亙る地方は、古來鳥見、登美等と稱せられた處であつて、續日本紀和銅七年十一月の條に、

大倭國添下郡人大倭忌寸果安、添上郡人奈良許知麻呂、有智郡女曰比信紗、並終身勿事、旌孝義也、果安孝養父母、友于兄弟、若有人病飢、自賣私粮、巡加看養、登美箭田二鄉百姓、咸感恩義、敬愛如親、

と見えるのを始めとし、以後平安、鎌倉、室町、安土桃山、江戸の各時代を通じて、鳥見庄或は鳥見谷等、「トミ」と稱へられた徵證があり(註三、圖版第八四)、其の地內を貫流する富雄川も、もと富河又は鳥見川と呼ばれてゐたのである(註四)。 卽ち此の地方は皇軍が兇帥長髓彥の軍を擊破した古戰場として、由緒の極めて深い處と言はなければならない。 尙此の地域の中で、金鵄の瑞の現れた地點については、近年北倭村大字上の とび山を擧げるものもあるが、地名に基く憶說に過ぎない。

地は大和國の西北部に位し、東は大和平野との間に丘陵地帶が橫たはり、西は松尾山脈に依つて天野川、生駒川の流域の地と境し、南は郡山町附近に於て纔に大和平野に連なり、北倭村北部の山間に源を發する富雄川は兩村の略〻中央部を南へ貫流して、其の流域に狹長な平地が續き、自ら南北に長い一境地を劃してゐるのである。(圖版第八五(一)) 古く此の地域は一に鳥見谷とも呼ばれてゐたが、よく地形の特徵を現してゐる。 而して生駒山脈は天野川、生駒川の流域の地を隔てて南北に連亙し、其の山容を望むことが出來るが(圖版第八五(二))、生駒山脈を越えて河內國に通ずる山路の中、「直越」の如きは古來著名であり、天皇が始め膽駒山を踰えて中洲に入らんとし給うた御企圖も然るべきことと拜察せられる。

備考

左の地は、神武天皇聖蹟鵄邑として調査の結果、其の徴證が十分でなく、聖蹟の箇所と決定し難かつたものである。

一、奈良縣磯城郡城島村

大字外山（とび）（舊外山村）附近は、古く「トミ」と稱せられた地であつて、元祿年間に記された貝原益軒の和州巡覽記に「昔の名長須根村是長髓彥の住し所と云へり」とあり、又神武卷藻鹽草等に於て、其の地名に基き鵄邑に擬せられたが、既述の如く日本書紀に據れば、此の時天皇は既に此の地方に據つてゐた兄磯城等を御誅伐あらせられてをり、此の地一帶は皇軍の手中にあつたのであるから、鵄邑の地となすのは適當でない。

保存顯彰施設

神武天皇聖蹟鵄邑の保存顯彰施設に關しては、其の實施箇所として、奈良縣生駒郡北倭村に於て、富雄村との村界に近い大字上字峯ノ浦なる富雄川左岸の高處を選定し、其處に顯彰碑を建設して、碑の表面には、

神武天皇聖蹟鵄邑顯彰碑

裏面には、

神武天皇戊午年十二月皇軍ヲ率キテ長髓彥ノ軍ヲ御討伐アラセラレタリ時ニ金鵄ノ瑞ヲ得サセ給ヒシニ因リ時人其ノ邑ヲ鵄邑ト稱セリ聖蹟ハ此ノ地方ナルベシ

と刻することとし、其の意見を紀元二千六百年奉祝會に回付した。

仍つて同會に於ては、之に基き、該地に西南に面して標準型顯彰碑の稍〻縮小したものを建設することに決定し、右工事は之が施行を同會より奈良縣に委囑し、昭和十五年十二月着工、翌十六年四月に竣功した。（第圖八六版）

註一 〔日本書紀〕三 神武天皇

（戊午年）十有二月癸巳朔丙申、皇師遂擊長髓彥、連戰不能取勝、時忽然天陰而雨冰、乃有金色靈鵄、飛來止于皇弓之弭、其鵄光曄煜、狀如流電、由是長髓彥軍卒皆迷眩不復力戰、長髓是邑之本號焉、因亦以爲人名、及皇軍之得鵄瑞也、時人仍號鵄邑、今云鳥見是訛也、

註二 明治二十二年町村制施行の砌、添下郡の高山、鹿畑、上、南田原及北田原の五箇村を合せて北倭村とし、二名、三碓、中、大和田（大向村と小和田村とを合せた際附せられた新村名）及石木（石堂村と木嶋村とを合せた際附せられた新村名）の五箇村を合せて富雄村とし

たが、同三十年に至り、添下郡と平群郡とを合せて生駒郡と稱した。

註三〔延喜式〕九神祇九　神名上（大和國添下郡）

登彌（トミ）神社

〔興福寺雜役免西諸郡〕

添下郡田畠五十四町五段二十步

○中略

鳥見庄田畠三町二段百廿步　公田也

曲田一段小　藪田大　庄田大　上律谷二段

東二段　嶋内三段大　中屋内一段半　板井一段半　東前田四段半　西前田二段　大池尻二段

○中略

延久三年九月廿日

知事法師　長圓

權專當法師　尋慶

〔靈山寺文書〕　○靈山寺は奈良縣生駒郡富雄村大字中にある。

□（下カ）鳥見御庄靈山□（寺カ）住僧等所

於檢注以後出田者依有靈夢告寄進永代寺□自今以後領家庄家永以不可相綺山内事

右當寺者行基薩埵爲濟生利物所草創之道場也本佛者醫王靈像爲除病延命所安置如來也誰人不歸依哉何輩不崇重哉而去建久之比木工丞爲遂檢注既以立田頭依不叶佛意忽黑雲聳空雷電振威暴雨早下人皆恐怖終以不遂檢注佛神靈威尤以可恐依之速留蹄還不遂其本意去年依有思食之子細雖被遂檢注依靈夢之告於彼出田者永奉寄進藥師如來畢自今以後雖經代々此寺領者不可檢注又於山内事者万事可爲山僧等之計領家庄家更以不可相綺仍山僧等宜存其旨爲長日大般若轉讀供料田彌領家繁昌庄家泰平之由可令祈請者依仰下知如件

正嘉二年戊午二月　日　　御代官僧（花押）

預所（花押）

〔西大寺田園目錄〕

添下郡鳥見庄内一段、字コモ谷、

文永十二年三月二日光明眞言料田、僧行圓、

添下郡鳥見庄内二反字上垣内、

建治二年丙子十一月廿九日、依藤原姉子遺言彼忌日料沙彌任有寄入之、

〔雜事記〕

一段錢支配事

○中略

西山々（庄）　定田四丁二反

○中略

散在御領幷寄所　定田五十七丁七反小

鳥見庄

○中略

中津鳥見庄　定田十四丁三反小

○中略

右御季頭料段別錢貨五十文所被配催也諸庄民等勵微力今月晦日以前必可令究濟之狀如件

嘉暦元年十一月日

〔法花寺田畠本券〕

（表紙）「法花寺田畠本券　應永十三年丙戌九月日」

半（トヒ）在大和國添下郡下津鳥見庄行垣名内字西垣内

四至限　東大ミソ　南地類際目　西類地際目　北光末名際目

○下略

〔古瓦銘〕　○昭和十五年靈山寺本堂（國寶）修理中に西妻土居礎斗瓦中より發見された。

トヒノリヤセン

シノホンタウノ

サシ瓦三千五百

枚ノ内

瓦大工セウ大イノ

彦次郎

吉重

ヲウエイ十八ネン

カノトノウノトシ二月廿日

〔大乘院寺社雜事記〕五　尋尊大僧正記六十一

文明三年慈恩會堅義反錢成足　反別百文宛定、

○中略

三貫所　西山庄　一貫四百文○合二貫八百文也、未進二百文、

○中略

鳥見庄一貫六百、

當庄内鹿畑田數一丁大六歩一貫六十六文余、

○中略

田數成足反錢方　除畠屋敷定、

○中略

上鳥見庄五十七丁七反小　六貫四百五十文

號西山庄　下鳥見庄四丁二反　三貫文

○下略

〔大乘院寺社雜事記〕五　尋尊大僧正記六十七

（文明五年六月二日）
一西金堂番頭米領鳥見、矢田兩庄去年分事、無沙汰之間、修正事不可得旨、堂方申狀自學侶取進之了、
○下略

〔大乘院寺社雜事記〕五 尋尊大僧正記七十一
（文明六年六月二日）
一自秋篠寄和田方、鳥見庄燒拂之、地下藥師堂以下燒失了、宮同炎上了、眞弓寺 ○今の生駒郡北倭村大字上の眞弓山長弓寺 無爲、

〔三箇院家抄〕二

四十八 鳥見庄 上鳥見庄
寶峯院 五十七町七反小
當庄內ニ寺三ヶ所在之 眞弓寺
食堂瑜伽論田地在之
六町三反小井山報恩院方 寶峯院方

十三 中津鳥見庄 三唐白號
十四丁三反小
建治二年八月 日中津鳥見住人令寄進之者也
○下略

四十四 西山庄 下鳥見庄
正願院 本大乘院 濟恩寺領 濟恩寺ハ西京招題寺ノ北ニアリ右京四條二坊五六坪二町ノ寺也

四丁二反 九丁六反大
四至 東道ヲ限 南菖蒲谷峯ヲ限 西木嶋山四峯ヲ限 北ハツツケヲ限
○下略

〔登彌神社文書〕
賣渡申木嶋大明神大工之□（事カ）
在大和國添下郡下鳥見之內□
右件之大工者矢田之庄之內彥五郎太夫先祖相傳無佗妨知行也□然依有今要用直錢參貫五百文限永代則木嶋大明神江賣渡申事實正明白也設天下一同□（之カ）雖爲德政及子々孫々ニ違亂申間敷ソロ物也仍後日支證文之狀□（如）件
天文八年己亥十二月十九日
賣主 法德太夫（略押）
矢田之庄 金松（略押）
同 源四郎（略押）

〔春日神社文書〕八
上鳥見二名庄外護職事依競望申始而可被預置之由祝着畏入候就其約諾條々事
○中略
右條々知足坊與可申合上者不可有違返改動候彼庄下外護職被仰付忝存候彌對寺門江不可存疎略候仍證狀如件
天文十四 八月十二日
秋篠 春藤（花押）

供目代御坊
參

〔靈山寺文書〕

和州靈山寺久依不知行諸堂旣及敗壞仍爲寺塔修理衆僧寺住於添下郡鳥見庄中村之内百石寄附之寺廻竹木山林永進止不可有相違專造營勵學問可抽天下祈禱精誠者也

慶長七年壬寅八月六日（徳川家康）御書判

○尙秀忠、家光、家綱、綱吉、吉宗、家重、家治、家齊、家慶、家定の朱印狀寫に「大和國添下郡鳥見庄中村」とある。

〔鰐口銘〕

和州添下郡上鳥見庄長弓寺

元和二年丙辰卯月吉日

〔鰐口銘〕

奉寄進

和州添下郡鳥見之庄二名村經堂

寛文八戊申年正月吉日

施主高仙敬白

〔鐘銘〕

和州添下郡鳥見庄

石堂村惣道場西本

願寺下西光寺佂物

正德元歲辛卯

八月廿六日

〔大和志〕三 添下郡 村里

木嶋（コノ）中屬邑五 三碓（ミツカラウス）屬邑二〇以上三村呼曰鳥見莊

〔明細帳〕 ○享保九年

大和國添下郡石堂村

淨土眞宗道場無住

○中略南都淨教寺者○中略天文九年大和國添下郡鳥見庄城村（○今の生駒郡矢田村大字城）江移居申候其時節當村道場開基仕候ニ付于今淨教寺末寺と成申候○下略

〔壹年作反別高附名寄帳〕 ○天保十四年

添下郡鳥見庄小和田村○下略

〔大乘院寺社雜事記〕七尋尊大僧正記百四（文明十四年十月三十日）

一○中略生馬谷、平群谷、鳥見谷等在々所々、高山幷河内勢共燒拂之云々、○下略

〔王龍寺文書〕 ○王龍寺は奈良縣生駒郡富雄村大字二名にある。

鳥見谷海瀧山王龍寺依奉崇置
東照宮　台德院殿　大猷院殿　嚴有院殿尊牌二名村之內高五拾石幷境內令寄附早
元祿七戌九月　本多下野守
梅谷和尙　忠平（花押）

註四〔東大寺文書〕第四回採訪二十三

東大寺
官省符庄領井河水押妨事
○中略
一清澄庄大和富河上津井下津井
右件兩井者往古寺領所載繪畨也而依之每年下行庄田官物至于今年所溜上也而始自今年元興福寺末寺字豐良寺之住人等號分水所押妨也觸尋彼寺於子細之處返事云件井水從豐良寺庄領之中依流下可有分水之由所申返也○下略、年紀闕

〔和州添下郡大向村諸色明細帳〕　○享保九年
一鳥見川　片堤長五拾壹間○下略

〔添下郡上村明細帳〕　○寬保元年
一鳥見川堤長千百四間○下略

〔添下郡三碓村堤川除樋橋井手明細帳〕　○寬保元年
一鳥見川長八百四拾間○下略

一九　狹井河之上

神武天皇聖蹟狹井河之上推考地は、奈良縣磯城郡三輪町及織田村にあつて、凡そ三輪町大字三輪字鎭女附近から織田村大字茅原字堀田附近に亙る地域と認められる。（第岡八七版）

古事記に據れば、狹井河之上に伊須氣余理比賣命の御家があつて、天皇が命の許に行幸あらせられた由が見えてゐる（註一）。

三輪町大字三輪に鎭座せられる官幣大社大神神社の北方約三百米の山麓に、同社攝社狹井坐大神荒魂神社が鎭座せられてゐるが、延喜式神名帳に見える古社であつて（註二）、大神の荒御魂を奉祀し、其の位置は古來變動がなく、附近の地字鎭女の名も、此の社の鎭花祭と關係があるものと認められる。

三輪山の西部の中腹に源を發し、狹井坐大神荒魂神社の背後の丘陵に沿うて流

れる小溪は、狹井川と稱へられ、大和志にも狹井溪と記されてゐる（註三）。而して其の左岸にある字鎭女附近の丘陵と相對して、右岸の字堀田附近に稍〻低い平坦地がある。（圖八八版）此處に立つて展望すると、前方に近く大和平野が開け、西南方遙かに畝傍山を望むことが出來、古事記に見える伊須氣余理比賣命の御歌に「佐韋賀波用、久毛多知和多理、宇泥備夜廐、許能波佐夜藝奴、加是布加牟登須」とあるのにも適合してゐると考へられる。（圖八九版）卽ち狹井の地名は古くから存してゐたことに徵し、又地勢上の關係から見て、此の附近は狹井河之上と推定され、伊須氣余理比賣命の御家も此の邊にあつたものと察せられるのである。

保存顯彰施設

神武天皇聖蹟狹井河之上推考地の保存顯彰施設に關しては、其の實施箇所として、奈良縣磯城郡織田村大字茅原字堀田の地を選定し、其處に顯彰碑を建設して、碑の表面には、

神武天皇聖蹟狹井河之上顯彰碑

裏面には、

神武天皇伊須氣余理比賣命ノ御家アリシ狹井河之上ニ行幸アラセラレタリ
聖蹟ハ此ノ地附近ナリト推セラルル

と刻することとし、其の意見を紀元二千六百年奉祝會に回付した。

仍つて同會に於ては、之に基き、該地に西面して標準型顯彰碑を建設することに決定し、右工事は之が施行を同會より奈良縣に委囑し、昭和十五年十二月着工、翌十六年五月に竣功した。（圖九〇版）

註一〔古事記〕中 神武天皇
於是其伊須氣余理比賣命之家在狹井河之上、天皇幸行其伊須氣余理比賣之許、一宿御寢坐也、（註）○略

註二〔延喜式〕九 神祇九 神名上（大和國城上郡）
狹井坐大神荒魂神社五座 鍬靱
○尙天平二年大倭國正稅帳 正倉院文書 の城上郡と認められる條に「佐爲神戶」の名が見える。

註三〔大和志〕十二 城上郡 山川
狹井溪（カハ） 源自三輪山邊狹井寺跡至箸中入纒向溪

二〇　鳥見山中靈時

神武天皇聖蹟鳥見山中靈時傳說地は、奈良縣磯城郡城島村及櫻井町にあつて、其の地域は城島村及櫻井町に跨がる鳥見山附近と認められる。（圖版第九一）

日本書紀に據れば、神武天皇橿原宮に御卽位の後、四年二月御創業の間受けさせ給うた數々の神祐に報じて大孝を申べ給はんが爲、鳥見山中の上小野榛原、下小野榛原に靈時を立て給ひ、親しく皇祖天神を祭らせられた由が見える（註一）。

鳥見山（標高約二百四十四米）の北側斜面から北方初瀨川沿岸に亙る城島村大字外山（舊外山村附近は、吉野時代に鵄と稱へられた地であつて（註二）、日本書紀天武天皇八年八月の條に見える「迹見驛家」（註三）の所在地に當り、「トビ」は「トミ」の轉訛と解せられる。又類聚三代格所收の元慶五年十月十六日の太政官符に據れば、宗像大神社は「大和國城上郡登美山」に齋き祀られた古社であり（註四）、延喜式神名帳大和國城上郡の條には、宗像神社及等彌神社が見える（註五）。更に正安年間の作に係る放光寺古今緣起には「大和國城上郡登美山河邊」とあり（註六）、今の鳥見山附近は、古く「トミ」と稱へられた地と認められるが、迹見、登美、等彌は何れも「トミ」の稱呼を寫した假字であつて、それはやがて鳥見にも通ひ、鳥見山中の「鳥見」と地名を同じくするものである。此の地は橿原宮の阯たる官幣大社橿原神宮境内を距ること東方六粁餘の處にある（註七）。而して日本書紀に「鳥見山中」とあるのは、鳥見と稱せられる地の山の中と解せられるが（註八）、鳥見山附近がよく其の地形に適つてゐることは注目すべきである。

（圖版第九二、九三）今此の地方には「上小野榛原下小野榛原」の遺名につき價値ある徵證を存しないが、鳥見山の西麓の櫻井町大字櫻井に鎭座の縣社等彌神社境内は、同社所藏の元治元年八月の谷代官所手代辻市三郎の日記に據れば、鳥見山中靈時の地と傳へられてゐたのであつて（註九）、此の山麓附近の地の由緒を物語るものとして、其の所傳は尊重すべきであらう。尙近時鳥見山の山頂に靈時の遺阯を求める說があるけれども、價値ある徵證が存しないのみならず、日本書紀に「山中」、「小野榛原」とあるにも合しないから、此の說は適當でないと認められる。

備　考

左の各地は、神武天皇聖蹟鳥見山中靈時として調査の結果、何れも其の徵證が十

分でなく、聖蹟の箇所と決定し難かつたものである。

一、奈良縣宇陀郡榛原町

大字萩原、卽ち舊萩原村附近は古來萩原と稱せられた處であつて、東大寺續要錄所收康保年間の文書に萩原庄、既揭の鎌倉時代のものと認められる上下水分宮社領圖に萩原、寶永年間の大和國繪圖等に上萩原、下萩原と見え、其の稱呼については、既揭の室町時代初期のものと認められる宇陀郡田地帳に「萩原庄」と見えるが、「ハイバラ」は蓋し「ハギハラ」の音便かと思はれる。而して大和志には「小野榛原」を「萩原村」に擬し、又別に「外山村上方東至宇陀郡萩原村上古總號鳥見山」と推定してをり、神武卷藻鹽草、元文三年の日本書紀事跡抄等にも略同樣の記載があるが、萩原は大和國の諸處に見られる地名であつて、特に此の萩原を榛原の遺名と認むべき價値ある資料を存しないばかりでなく、此の地一帶を古く「トミ」と稱した徵證も十分でない。更に地は靈時を立てて皇祖天神を御親祭あらせられた處としては、橿原宮の地を距ること稍遠く、又今其の御遺蹟の地點と稱せられる處についても、別に徵證があるわけではない。尙榛原

町の榛原なる名は、明治二十二年町村制の施行に當り、萩原村外十一箇村を合せて一村とした際に附せられたものである。

一、奈良縣生駒郡富雄村

イ、大字二名

王龍寺境内の鎭守鵄神社の阯は、江戸時代中頃の作に係る王龍寺の緣起及延享三年の寺院本末帳に據れば、鳥見山中靈時の阯と稱せられてゐるけれども、徵證が十分でなく、且其の場所は山腹の極めて狹小な平地であつて、「上小野榛原下小野榛原」とある日本書紀の記事の地形に相當しないのである。

ロ、大字中

鵄杜と稱せられる處を以て鳥見山中靈時の阯に擬するものがあるが、價値ある徵證はないのである。

又靈山寺西南の高峯を以て南天竺婆羅門僧正碑に見える登美山に擬し、鳥見山中靈時の阯に當てるものがあるが、價値ある徵證はない。

ハ、大字石木

縣社登彌神社（舊木嶋大明神）の祭神を饒速日命となして、社殿の背部に存する丘陵を饒速日命が河內國河上哮峯から遷られた大倭國鳥見白庭山と稱し、更に鳥見山中靈畤の阯に當てるものがあるが、價値ある徵證はないのである。

一、奈良縣生駒郡南生駒村

大字小平尾に隣る大字萩原を「上小野榛原下小野榛原」の遺名と解し、大字小平尾の西山の山頂に近い處に存する石群を磐座として、鳥見山中靈畤の阯に擬するものがあるが、此の地域は古來「トミ」と稱せられた徵證が存せず、かゝる石群を以て御親祭の御遺蹟とすることには別に根據がないのである。

一、奈良縣山邊郡丹波市町

饒速日命の大倭國鳥見白庭山、登美白庭邑を丹波市町に求め、又大字瀧本に屬する舊桃尾村の村名の文字桃尾を鳥見の轉訛と解し、且桃尾山山頂附近の大字瀧本に存する石群を磐境として鳥見山中靈畤の阯に擬するものがあるが、此の石群を御親祭の御遺蹟の地點とすることには、別に根據がないばかりでなく、地名の轉訛等は推測に止まるものである。

一、奈良縣吉野郡小川村及高見村

高見村の大字萩原を「上小野榛原下小野榛原」の遺名と解し、此の地に隣る小川村大字木津川附近に存する石群を磐境として鳥見山中靈畤の阯に擬するものがあるが、其の所說は推測に止まり、價値ある徵證はないのである。

一、奈良縣高市郡新澤村

和州舊跡幽考は大字一の地內なる萩之本を「上小野榛原下小野榛原」に當てゝゐるが、徵證は存しない。

保存顯彰施設

神武天皇聖蹟鳥見山中靈畤傳說地の保存顯彰施設に關しては、其の實施箇所として、奈良縣磯城郡櫻井町大字櫻井に屬する鳥見山西麓に鎭座の縣社等彌神社南方の高處を選定し、其處に顯彰碑を建設して、碑の表面には、

神武天皇聖蹟鳥見山中靈畤顯彰碑

裏面には、

神武天皇御東征ノ鴻業ヲ遂ゲサセ給ヒ橿原宮ニ御卽位ノ後四年二月鳥見ノ山ノ中ニ靈畤ヲ立テテ皇祖天神ヲ祭ラセラレ大孝ヲ申ベ給ヘリ聖蹟ハ此ノ地附近ニアリト傳ヘラル

と刻することとし、其の意見を紀元二千六百年奉祝會に回付した。

仍つて同會に於ては、之に基き、該地に西面して標準型顯彰碑を建設することに決定し、右工事は之が施行を同會より奈良縣に委囑し、昭和十五年十二月着工、翌十六年三月に竣功した。(圖第九四版)

註一〔日本書紀〕三 神武天皇

四年春二月壬戌朔甲申、詔曰、我皇祖之靈也自天降鑒、光助朕躬、今諸虜已平、海內無事、可以郊祀天神、用申大孝者也、乃立靈畤於鳥見山中、其地號曰上小野榛原、下小野榛原、用祭皇祖天神焉、

註二〔蠡簡集殘編〕二

渡邊源四郎賞軍忠事

右令發向大和國西阿城、可誅罰凶徒等旨依被仰下、馳參當御手、去二月廿八日、自南都西阿城御發向之時、□同廿九日安部山御向之間、同御共仕致軍忠畢、

○中略

一七月三日、開地井城、安房城、鵜城、赤尾城、外鎌城沒□致軍忠畢、

此條都筑四郎兵衞尉、豐島十郎入道、令見知候畢、然早賜御證判、備向後龜鏡、彌爲抽軍忠、粗言上如件、

曆應四年七月日

進上　御奉行所

承了(花押)

註三〔日本書紀〕二十九 天武天皇

己未(八年八月)、幸泊瀨以宴迹驚淵上、先是、詔王卿曰、乘馬之外、更設細馬、隨召出之、卽自泊瀨還宮之日、看群卿儲細馬於迹見驛家道頭、皆令馳走、

註四〔類聚三代格〕一 神宮司神主禰宜事 戶座猿女等附出

太政官符

應准筑前國本社置從一位勳八等宗像大神社神主事 坐大和國城上郡登美山

正六位上高階眞人仲守

右得氏人內藏權助從五位下高階眞人忠峯等解狀偁、件社坐大和國城上郡登美山、依太政官去年三月廿七日符旨預官社訖、自從淸御原　天皇御世至于當今、氏人等所奉神寶幷園地色數稍多、高階眞人累代鱗次執當社事、而今經世久遠人意懈緩、或不勤守掌紛失神寶、或彼此相讓闕怠祭事、如是之故歷、致重祟、

仍可准本社置神主状、去年申官、而未蒙裁下、件仲守天性清廉堪爲神主、望請、早被補任令掌神事、但待氏長擧被補其替、相替之限一依格制、謹請　官裁者、従二位行大納言兼左近衛大將源朝臣多宣、奉勅依請、

元慶五年十月十六日　　三代實錄第卅

註五〔延喜式〕九　神祇九　神名上（大和國城上郡）

等彌神社

宗像神社三座　並名神大、月次、

註六〔放光寺古今緣起〕

放光寺古今緣起幷序

○中略

一勅施入領地

○中略

皇極天皇勅免　　水田五町二段

在管大和國城上郡登美山河邊

○下略

註七　詔中の郊祀の文字は支那の古典に見えるところであつて、其の儀式は國都の近郊で行はれ、禮記には「郊之祭也大報本反始也」ともあるが、天皇が橿原宮からさして遠くない處に於て皇祖天神の神祐に報じ給ふ御祭祀を行はせられた爲に、此の文字が用ひられたものと解せられる。

註八　北野神社所藏北野本（國寶）、吉田子爵家所藏本等は、「烏見ノ山ノ中」と訓じてゐる。

註九〔谷代官所手代辻市三郎日記〕

（元治元年）一八月二日晴天

櫻井村氏神其外宇取調之事ニ付古き事を能知り居候塩屋治兵衞岡本桃里始め四五人と年寄役等櫻井村會所へ罷寄り候ニ付代官所より拙者ニも可罷出様被申聞候ニ付罷出色々様々之咄ニ相成其間取左之通り

布屋儀平之申ニ者○中略當村之宮も此頃御尋と之咄御座候聞くニ神武天皇様長髄彦を打取り被成此氏神ニ而神代之神を御祭り被成候と之事○中略同（塩屋治兵衞）人之申ニ者字方示ケ坂ハ神武天皇之神代之神を祭り被成候時しめなハ張等被成候方位を定められ候所ト云依而方示ケ坂ト傳へ寅之方ニ者寅まきト云字あり方角ト云字もあり其注連繩之張り始めし所を繩頭トゆう今百性ハなまかしらと申居候其繩を氏神之敷々より北東へ烏見山之ふもとをめくらし其繩之止めし所を字めぐると申候周り仕舞ト云意味と存候其繩之大凡中心ト思ふ所を氏神ニ而其麥詣道之角をしめが辻ト云ふ字なり此道者昔ハ榛原街道ト云いし事あるとなり布屋儀平之申ニ神代之頃ニ而も街道ト申せし歟塩屋庄五郎等申ニハ是者中古其古跡ニ寄り唱へし事ならん既ニ此邊ハ一體ニ榛の木原にて今之様なる物ニ而ハなし聞傳るに寺川左右ハ大ゐなる谷間ニ而七八分も榛の木原ニ而中ニ者道らしきもあれハ又石づたいニ而歩ミたる所もありて石路と云う字もあり岡本桃里之云うニ如何ニも榛木之原ニ間違なかるへし榛原とゆう字殘れり今誤而榛分けと云

へり其證據ニ者榛り分けニ居りし家ハ榛原と云う苗字ありて二三軒ありしなり當村ニもあれハ近頃上之宮村へ移轉せし者も榛原氏なり又石づたいニ歩こたる事あるらしく今之谷道之様なる者と見へる字石路あり其傍らを石脇ト云へり（下略）

○此の日記は、江戸時代末に於ける伊勢津藩主藤堂氏の修陵に關聯した記錄と認められる。櫻井町の大字櫻井、谷附近は藤堂氏の領地であつたが、辻市三郎は谷に設けられた代官所の手代である。

二一　高千穗宮

古事記に據れば、神武天皇皇兄五瀨命と高千穗宮にまして、御東行のことを議り給ひ、日向から御進發あらせられた由が見える（註）。

神武天皇の高千穗宮の外に高千穗の名を冠するものとして、皇孫瓊瓊杵尊御降臨の高千穗峯、日子穗々手見命（彦火火出見尊）の高千穗峯（一書中には襲の字を冠しないものもあり、又高千穗槵觸之峯等の名稱も見えてゐる）、古事記には竺紫日向之高千穗之久士布流多氣と記され、尚釋日本紀所引の日向國風土記は、臼杵郡内知鋪郷（又は智鋪）の高千穗二上峯に降臨あらせられたことを傳へてゐる。

又日子穗々手見命のましました高千穗宮に關しては、古事記に其のことが見える。案ずるに、高千穗峯と神武天皇の高千穗宮とは、同じく高千穗の名を冠するのであるから、何等か關聯があるものとは考へられるが、今之を究むべき資料が存せず、又日子穗々手見命の高千穗宮と神武天皇の高千穗宮との關係についても亦之を明かにし難いのであつて、高千穗峯及日子穗々手見命の高千穗宮の所在は、直ちに神武天皇の高千穗宮の位置を示すものと認めることは出來ない。

古の日向、卽ち今の宮崎、鹿兒島兩縣下に亙る地方が皇孫瓊瓊杵尊御降臨以來極めて由緒の深い處であつて、神武天皇の高千穗宮の阯が此の地方の内に求められるべきことは論を俟たない。然るに高千穗宮の阯と稱せられる各地については、調査の結果、何れも價値ある徵證が得られないのである。而して古事は固より、傳說地として考慮することも困難と認められるのである。而して古事記に於て既に宮の地點に關する記述が見えず、他に考證資料も乏しいので、新に其の遺阯を推定することも亦困難と言はざるを得ないのである。かくの如く神武天皇聖蹟高千穗宮に關しては、聖蹟の箇所を決定し難いのであるが、今宮阯に擬せ

られた各地について概觀すれば、凡そ左の如くである。

一、宮崎縣西臼杵郡高千穗町

釋日本紀所引の日向國風土記に見える知鋪郷（又は智鋪）、卽ち和名類聚抄の臼杵郡智保郷は、中世高知尾庄の存した地方であつて、江戸時代の高知尾（又は高千穗）の十八箇村、今の宮崎縣西臼杵郡の邊と認められる。此の地方に於て高千穗宮の阯と稱せられる高千穗町（明治二十二年町村制施行の際新村名として用ひられ、大正九年町となる）の四皇子峯（又は四皇子ヶ峯）は、大字三田井（舊三田井村）に存する小丘であるが、室町時代頃の作と思はれる十社大明神（大字三田井の今の村社高千穗神社）の緣起に據れば、十社大明神の祭神「じんむ天王之王子」が「四方じがみねくじふりか山御下向被成」と傳へてゐる。然るに延寶二年書上の高知尾の神明帳に據れば「この四玉（王）寺峯ニて古八幡宮之御神はい有之由正八幡宮之山也」等とあり、八幡神の信仰にも關聯してゐたのであるが、天保四年の日向國臼杵郡高千穗岩戸村三田井村舊跡覺書の「しほうじが峯」の條に「此所高千穗の宮の舊跡ならん歟と申傳候」と見え、文久三年の日向國臼杵郡延岡領高千穗庄神跡明細記の「四王子峯」の條にも、此の說を踏襲してゐる。蓋し「シオウジガミネ」なる稱呼が、神武天皇の御兄弟四柱と相通ずるが如く考へられる爲、自らかゝる傳說が行はれるに至つたのではないかと推定され、四皇子峯の文字も、之に伴つて生じたものかと思はれる。かくの如く四皇子峯の由緒は時に隨つて變遷があり、徵證は不十分と認められる。尙玉垂宮緣起（國寶）に畫かれてゐる「日向國武市城」を以て此の地方に高千穗宮を求める資料となすものがあるが、價値ある徵證がなく、又高千穗神社境內及藤岡山附近を以て宮阯に當てる說もあるが、價値ある徵證は存しないのである。

一、宮崎縣西諸縣郡高原（たかはる）町

神武天皇を御幼時狹野尊と申上げたことは、日本書紀神代卷の一書に見えるところであるが、寬政年間の麑藩名勝考等江戸時代の地誌類及大字蒲牟田字狹野の官幣大社宮崎神宮別宮狹野神社（舊狹野大權現社）の社傳に據れば、天皇は此の狹野の地に御降誕遊ばされた由が傳へられてゐる。而して麑藩名勝考の一本には、高原郷につき「古事記所謂高千穗宮の舊跡なり」と見え、又天保年間に成つた三國名勝圖會は、高千穗宮が此の高原に營まれた由を說いてをり、明

治四年に成つた薩隅日地理纂考には、字湯ノ平の宮ノ宇都（又は權現洞）を高千穂宮阯に擬してゐるが、御降誕の傳説に基く推定に止まるものであり、價値ある徴證はないのである。尚今御降誕地と稱せられてゐる字狹野の皇子原も高千穂宮の阯に當てられてゐるが、宮阯としての價値ある徴證は存しない。

一、宮崎縣都城市大字五十町

都城の名は吉野時代の文書に見えるが、大字五十町の城阯内に存する都嶋（又は都島）は、江戸時代の末頃に成つた須久塚三社大明神新緣起、莊内地理志等に據れば、神武天皇の皇居の阯と稱せられてをり、又之を高千穂宮に擬するものもある。併しながら此の説は都城、都嶋等の名に因んで唱へられたものと推測され、徴證が十分ではないのである。

一、鹿兒島縣姶良郡隼人町

大隅國は和銅六年四月日向國から分立したものであつて、其の一郡なる贈於郡は、今の姶良郡を中心とする地方に當る。官幣大社鹿兒島神宮は、天津日高彦穂々手見命を奉祀し、麑藩名勝考に「井上氏藏正宮傳記曰鹿兒島神社ハ神武

天皇の御創建也源清東藏舊記曰此處ハ卽彦火々出見尊大宮を建て都し玉ふの舊址にて其舊址は今の石躰宮是なり」と見え、三國名勝圖會にも略同樣の記事があり、又文化年間の大河平隆棟の著に係る三國神社傳記等は、其の境内を彦火火出見尊の高千穂宮となしてゐるので、鹿兒島神宮境内の攝社石體神社の地を古事記に見える日子穂々手見命の高千穂宮の阯となし、之が又神武天皇の高千穂宮の阯であると稱するものがある。かゝる説は古事記傳にも見えるが、日子穂々手見命の高千穂宮と神武天皇の高千穂宮とが同一地點であるか否かの解決は極めて困難であるばかりでなく、此の地を神武天皇の高千穂宮の阯に擬する推測には、特に價値ある徴證は存しないのである。

尚神武天皇御東征前の宮居に關しては、天皇が日向國宮崎の地に都せられ、其の宮が宮崎宮と稱せられたとの古傳がある。卽ち平家物語には「都うつりハ是先蹤なきにあらす、神武天皇と申は、地神五代の帝、彦波瀲武鸕鷀草不葺合尊の第四の王子、御母ハ玉より姫、海人のむすめなり、神の代十二代の跡をうけ、人代百王の帝祖也、

辛酉歲、日向國宮崎の郡にして、皇王の寶祚をつき」と記され、神皇正統記には「筑紫日向の宮崎の宮においましましけるか」とあり、職原鈔にも「神武天皇卽位之初繼神代之跡都日向國宮崎宮」と見えてゐる。尙延元三年肥後國の僧了覩の記した十社大明神（今の宮崎縣西臼杵郡高千穗町大字三田井の村社高千穗神社）の緣起に見える「ミやさきのきやう」は、神武天皇の高千穗宮を指稱したものではないが、參考すべき傳承と考へられる。

今宮居に關する此等の傳承を見るに、宮崎宮は日本書紀、古事記に其の名の記載がなく、且高千穗宮を指稱したものとなすべき徵證に乏しく、之を高千穗宮と決定することは極めて困難と認められるのである。併しながら宮居の傳承は鎌倉時代に遡り得るものであり、神武天皇に由緒深い地として尊重しなければならない。而して宮崎郡の名は續日本紀神護景雲二年九月の條を始め、延喜式、和名類聚抄等に見え、今の宮崎縣宮崎市の邊は其の郡の中心をなしてゐた地域と考へられ、建久岡田帳等に記載された宮崎庄の地に當るのであるが、同市の神宮町に鎭座せられる官幣大社宮崎神宮は神日本磐余彥尊を奉祀し、社傳に其の境内は宮居の阯とあり、神宮所藏の元祿二年延岡藩主有馬永純の寄進狀に「依爲　神武天皇古跡新知二石五斗事令寄附訖」と記されてゐる。もと神武天皇社と稱し、又神武天皇宮等とも號したが、明治六年宮崎神社と改稱縣社に定められ、同八年八月國幣中社に進み、次いで同十一年五月宮崎宮と御改稱、同十八年四月官幣大社に列せられ、大正二年七月宮崎神宮と御改稱仰出だされたのである。卽ち宮崎市の北部の邊は宮阯の傳說を存する處であり、此の附近は古傳の宮崎宮の傳說地と認められるのである。尙神宮の西方に近く同市下北方町字橫小路附近に「コグヤ」（今皇宮屋の文字を當ててゐる）と稱する地があり、地內に官幣大社宮崎神宮攝社皇宮神社があるが、奉納普門品日本廻國記の寶永二年五月三鎭宮（今の宮崎市南方町村社奈古神社）の條には「神武帝始宮所古公屋也」と見え、天明四年十月神武天皇之大宮司大野河內の書上にも「御社ヨリ八町斗西ニ神武天皇皇居之由廻リ廿間斗ニ丸山有之杉生立御座候」と記されてゐる。

註　〔古事記〕中神武天皇
神倭伊波禮毗古命（自伊下五字以音）與其伊呂兄五瀨命（上伊呂二字以音）二柱、坐高千穗宮而議云、坐何地者、平聞看天下之政、猶思東行、卽自日向發、幸行筑紫、

二一　速吸之門（速吸門）

日本書紀に據れば、神武天皇甲寅年（御卽位前七年）十月舟師を帥ゐて日向を御進發あらせられ、速吸之門に至り給うた時、國神の珍彦が小舟に乘つて天皇を迎へ奉つたので、天皇は勅して皇舟に引き入れて、海導者となし給ひ、特に椎根津彦の名を賜うたとある。古事記には、天皇吉備國の高嶋宮から浪速之渡に到り給ふ御途次、速吸門に於て海道に通じた國神に遇はせられ、之を御船に引き入れて、槁根津日子の名を賜うた由が見える。（註一）

神武天皇が、速吸之門（速吸門）に於て遇はせられた國神を海導者となし給ひ、之に名を賜うた御事績は、記紀共に載せるところであるが、其の位置に關して、日本書紀は日向と菟狹との間、古事記は吉備國と浪速之渡との間のこととしてゐるのは、蓋し夫々古傳を採錄したものと解すべきであらう。

日本書紀の記載に據れば、速吸之門は、日向と菟狹との間に於て、日本書紀神代卷の一書に「乃往見粟門及速吸名門、然此二門潮既太急」とあるが如く、急速な潮流に由つて其の名を得た海峽と察せられ、恐らく豐豫海峽（一名佐賀關海峽）を以て之に當つべきであらう。豐豫海峽は大分縣北海部郡（豐後國舊海部郡の北部）佐賀關町の地藏ケ鼻と愛媛縣西宇和郡三崎村の佐田岬とに依つて形成され、潮流が極めて迅速なことで著名であり、速吸之門の名にふさはしい處である。延喜式神名帳豐後國海部郡の條に見える早吸日女神社は、此の豐後國海部郡に沿ふ海上に速吸之門を求める一證左となし得るものであり、太宰管內志所引の龜山隨筆等も亦今の豐豫海峽に速吸之門を求めてゐるのである。而して今佐賀關町には椎根津彦命を奉祀する縣社椎根津彦神社があり、もと珍宮と號し、寬政元年の筆錄に係る珍宮社畧緣起追加問答に據れば、此の地に鎭座の古社と傳へられてゐるが、土地に存する傳承として參考すべきであらう。かくの如く、聖蹟としての速吸之門の所在は略ゞ之を豐豫海峽に求め得るとしても、何分にも廣汎な海面に於て更に御事績の行はれた凡その區域を推定することは極めて困難と言はなければならない。仍つて速吸之門に關しては、聖蹟の箇所を決定し難いのである。

尙古事記の速吸門が吉備國と浪速之渡との間に存することは明かであり、其の

間に於ける潮流の迅速な海峽として明石海峽を擧げて之に擬するものがあるけれども、別に價値ある徵證を存しないので、速吸門に關しても聖蹟の箇所を決定し難いのである。（註二）

註一〔日本書紀〕三神武天皇
（甲寅年）其年冬十月丁巳朔辛酉、天皇親帥諸皇子舟師東征、至速吸之門、時有一漁人、乘艇而至、天皇招之、因問曰、汝誰也、對曰、臣是國神、名曰珍彥、釣魚於曲浦、聞天神子來、故卽奉迎、又問之曰、汝能爲我導耶、對曰、導之矣、天皇勅授漁人椎檝末令執而牽納於皇舟、以爲海導者、乃特賜名爲椎根津彥、（椎、此云辭毗）此卽倭直部始祖也、行至筑紫國菟狹、（○註略）

〔古事記〕中神武天皇
於吉備之高嶋宮、八年坐、故從其國上幸之時、乘龜甲、爲釣乍、打羽擧來人、遇于速吸門、爾喚歸、問之汝者誰也、答曰僕者國神、又問汝者知海道乎、答曰能知、又問從而仕奉乎、答曰仕奉、故爾指度槁機、引入其御船、卽賜名號槁根津日子、（此者、倭國造等之祖）故從其國上行之時、經浪速之渡而、泊青雲之白肩津、

註二　古事記傳は速吸門を豐前の早鞆浦に當てる說を揭げ、地理に合致しないものとして之を斥けてゐる。而して平田篤胤の古史傳に引かれてゐる西田直養の速吸門考も、速吸門を豐前の企救郡の速戶（今の早鞆瀨戶）に當ててをり、古史傳また之に從つてゐるが、其の所說は妥當を缺くものと認められる。

二三　一柱騰宮

日本書紀に據れば、神武天皇甲寅年（御卽位前七年）十月舟師を帥ゐて日向を御進發あらせられ、速吸之門を經て筑紫國菟狹に至り給うた時、菟狹國造祖菟狹津彥、菟狹津媛が菟狹川上に一柱騰宮を造つて饗へ奉つたとある。古事記には、天皇が豐國宇沙に到り給うた時、宇沙都比古、宇沙都比賣が足一騰宮を作つて大御饗を獻つたと見える。（註）

神武天皇聖蹟一柱騰宮（足一騰宮）は、之を宇佐郡內に求むべきものと認められ、今其の遺阯と稱せられるものに左の各地があるが、調査の結果、何れも其の徵證が十分でなく、聖蹟の箇所と決定し難かつたのである。

一、大分縣宇佐郡宇佐町
元祿年間貝原好古の著に係る八幡宮本紀に、其時の宮柱穴とて、今に吳橋川の水上の水際に有、（八幡大神より以前の舊跡なりといへども社地にある遺址なるゆゑに贅す）とあつて、一柱騰宮（足一騰宮）の阯は、大字南宇佐に鎭座せられる官幣大社宇佐神宮境域を流れる吳橋川（寄藻川）の

河邊に存することを記してをり、又宇佐宮社傳略記には、宮阯が小椋山の西方に存する由が見える。此の地は宇佐郡に於ける一柱騰宮（足一騰宮）の傳説の中、最も早く唱へられたものであるが、宇佐神宮が鎭座せられるのに因んで生じた説と認められ、呉橋川を以て菟狹川に擬すべき價値ある徵證は存しない。又八幡宮本紀の説に基き、呉橋の傍に存する「騰ノ隈（又は塔の隈）」なる地名を一柱騰宮（足一騰宮）の遺名と解するものもあるが、これは恐らく嘗て此の附近に營まれた彌勒寺に關聯する地名と推定されるのである。

一、大分縣宇佐郡豐川村

驛館川（舊宇佐河）の右岸に近い大字上拜田字塔ノ山に存し、對岸の鷹栖觀音堂に掲げられてゐる天保十四年三月の「鷹栖山眺望十景」と題する扁額に、一柱騰宮を詠じ、「川向拜田村古來言傳在跡」と記され、又敷田年治の宇佐宮雜徵（文久三年正月の識語があつて、天保末年に稿が成り、後書き約めた由が記されてゐる）には、此の地に存する塔ノ山、足上の地名等を一柱騰宮（足一騰宮）の遺名と推定してゐるけれども、徵證が十分ではないのである。

一、大分縣宇佐郡安心院町

大字妻垣の縣社妻垣神社の由緒に據れば、本社はまた下宮とも稱せられ、其の傍の妻垣山なる本宮（又は上宮）を一柱騰宮の舊跡と傳へてをり、又舊社家矢野氏の系圖の序には「都麻垣山足一上宮之神職」と記してゐるが、徵證が不十分と認められる。而も地は周防灘の海濱を距ること十六粁餘の奥地にあり、且急斜面の山であるから、宮の遺阯とするにはふさはしくないと思はれる。

註 〔日本書紀〕三 神武天皇

（甲寅年）行至筑紫國菟狹、（菟狹者地名也、此云宇佐、）時有菟狹國造祖號曰菟狹津彦、菟狹津媛、乃於菟狹川上、造一柱騰宮、而奉饗焉、（一柱騰宮、此云阿斯毗苔徒縢儺能宮、）

〔古事記〕中 神武天皇

故到豐國宇沙之時、其土人名宇沙都比古、宇沙都比賣、（此十字以音、）二人、作足一騰宮而獻大御饗、

二四 岡田宮

古事記に據れば、神武天皇御東行の際、豐國の宇沙から竺紫之岡田宮に移り給ひ、

一年ましましたとある(註)。

福岡縣八幡市黒崎町大字熊手字西長尾の村社岡田神社の所藏に係る岡田神祠緣記は、寶永四年十一月福岡藩の儒者鶴原九皐が、祠官の請に因つて述作したものであるが、之に據れば、「社家傳に云むかし神武天皇日向國より東征の時筑紫の國岡田の宮にまふて給ひて八所の神をまつり給ふとあり」とあり、其の遺阯と稱せられてゐる處は、岡田神社の西方約一粁、大字熊手字山寺にある王子神社の境內に存してゐる。併しながら此の說は、畢竟岡田宮を神祠となし、八所の神に結び付けてゐるのであつて、かゝる所傳は神社の由緒としては之を尊重すべきであらうが、之を以て遺蹟を決定するには、根據が薄弱と考へられるのみならず、此の地に岡田の地名がなく、徵證は不十分と認められるのである。尙九皐の師貝原益軒の著に係る筑前國續風土記の記事は、恐らく岡田神祠緣記に基いたものであらうが、「熊手村の內、山寺と云所にあり」となしてをり、又別に「一說に、岡田の宮は御笠郡原田村にあり」とも記してゐる。此の地は今の筑紫郡筑紫村大字原田に當り、之については其の徵證を認め得ないが、當時既に異說が存してゐたことが知られる。又延享三

年の神武社再興次□(第カ)に據れば、今の遠賀郡蘆屋町大字蘆屋に、天皇が崗水門に到り給うた砌營ませられた行宮の遺阯がある由を唱へてをり、明和四年の筑州遠賀縣岡水門神武宮社實、寬政年間の筑前國續風土記附錄等も此の所傳に從ひ、且岡田宮は日本書紀の崗水門と同一地內なるべきことを說いてゐるが、之も亦價値ある徵證を缺いてゐるのである。

かくの如く從來岡田宮の阯に擬せられてゐる處は、何れも其の徵證が十分でなく、記紀の記載に於ても、岡田宮と崗水門とが其の所在を同じくするや否や明かでない。仍つて神武天皇聖蹟岡田宮に關しては、聖蹟の箇所を決定し難いのである。

註　〔古事記〕中神武天皇
故到豐國宇沙之時、其土人名宇沙都比古、宇沙都比賣、此十字以音、二人、作足一騰宮而獻大御饗、自其地遷移而、於筑紫之岡田宮、一年坐、

二五　血沼海

血沼海（ちぬのうみ）は、古事記に據れば、神武天皇が楯津に於て登美の那賀須泥毗古の軍と戰はせられた後、南の方より廻りいでます時に到り給うた處で、皇兄五瀬命が御手の傷の血を洗はせ給うたのに因つて、血沼海と謂ふとある（註一）。

血沼海の血沼は茅渟山城水門の茅渟と同一であつて、日本書紀崇神天皇七年八月の條の「茅渟縣陶邑（すゑのむら）」は、延喜式神名帳和泉國大鳥郡の條に陶荒田神社があるに由つて、大鳥郡内に存したと考へられ、又既述の如く、五十瓊敷命のましました茅渟菟砥川上宮は和泉國日根郡にありと認められ、更に日本書紀欽明天皇十四年五月の條には「河内國言、泉郡茅渟海中有梵音」とあつて、泉（和泉）郡の海面に茅渟の名が存してをり、且其の郡も茅渟と稱せられてゐたものと解せられる。而して和泉國は奈良時代河内國の内大鳥、和泉、日根の三郡を割いて置かれたものであるが（註二）、茅渟の地は右の三郡、卽ち和泉國の邊であつて、血沼海（茅渟海）は凡そ其の沿海を稱したものと認められる。而して萬葉集巻第七に「陳奴乃海（ちぬのうみ）」、同巻第十一に「珍海（ちぬのうみ）」とも見える（註三）。尙血沼海については、泉州志には「珍努海　和泉海總名也」とし、又「余按茅渟者都和泉國三郡也蓋攝泉海面万頃一望更無邊際故從雄水門到難波皆稱茅渟海也然則茅渟名在陸限于和泉國在海亙于攝泉兩國也」と述べてゐるが、蓋し海上に於ては境界が明かでないので、自然攝津の沿海にも及ぶものと見たのであらう。（註四）

かくの如く古事記の血沼海に關しては、其の所在は凡そ和泉國の沿海に求め得るけれども、何分にも廣汎な海面に於て更に御事績に關する區域を推定することは極めて困難と言はなければならない。仍つて神武天皇聖蹟血沼海に關しては、聖蹟の箇所を決定し難いのである。

註一〔古事記〕中　神武天皇

於是與登美毗古戰之時、五瀬命於御手負登美毗古之痛矢串、故爾詔、吾者爲日神之御子、向日而戰不良、故負賤奴之痛手、自今者、行廻而、背負日以擊期而、自南方廻幸之時、到血沼海、洗其御手之血、故謂血沼海也、

註二〔續日本紀〕七　元正天皇

（靈龜二年）三月癸卯、割河内國和泉日根兩郡、令供珍努宮、（同四月）甲子、割大鳥、和泉、日根三郡、始置和泉監焉、

〔續日本紀〕十三　聖武天皇
（天平十二年）
秋八月甲戌、和泉監幷河内國焉

〔續日本紀〕二十　孝謙天皇
（天平寶字元年五月）
乙卯、勅曰、頃者、上下諸使、惣附驛家、於理不穩、亦苦驛子、自今已後、宜爲依令、其能登、安房、和泉等國、依舊分立、

註三〔萬葉集〕七　雜歌
攝津作
伊母我目加比（イモガメカヒ）乎布良久等（ヲフラフト）知奴乃宇美尓（チヌノウミニ）奴礼尓之蘇泥波（ヌレニシソデハ）保世騰加和加受（ホセドカワカズ）
爲妹貝乎拾等陳奴乃海爾所沾之袖者雖涼常不干（千イ）

〔萬葉集〕十一　古今相聞往來歌類之上
寄物陳思
知奴乃宇美乃（チヌノウミノ）之保比乃古末都祢（シホヒノコマツネ）布可弖弖都我古比太流比登乃古由恵尓（フカテテツガコヒタルヒトノコユエニ）
珍海濱邊小松根深吾戀渡人子姤
或本歌云血沼之海之塩干能小松根母己呂爾（チヌノウミノシホヒノコマツネモゴロニ）古夜太良牟比登乃古由恵尓（コヤタラムヒトノコユエニ）
或本歌云血沼之海之塩干能小松根母己呂爾戀屋度人兒故爾

註四　神武巻藻鹽草には「血沼海ハ今ノ高石浦ヨリ大津助松ニ至ル浦曲ヲ云ヘリ」と記してゐるが、其の區域を限つた根據は明かでない。

二六　天磐盾

日本書紀に據れば、神武天皇御東征の際、戊午年（御即位前三年）皇軍を率ゐて熊野神邑に到らせられ、且ち天磐盾（あめのいはだて）に登り給うたとある（註）。

天磐盾に關しては、和歌山縣新宮市新宮の官幣大社熊野速玉神社攝社神倉神社（祭神高倉下命）境内である神倉山の地を之に擬する説がある。神倉の名は、既掲の如く長寛勘文、吾妻鏡、續古今和歌集等に見えてをり、長寛勘文には熊野權現御垂跡縁起を引いて、「庚午年三月廿三日熊野新宮ヲ南（農）神藏峯降給」と記し、熊野速玉神社の祭神に關聯する由緒の地として傳へられてゐるが、次いで既記の永和二年の文書及日本書紀私見聞には、高倉下緣故の地と稱してゐる。其の後日本書紀通證に至り、「磐盾謂磐石自成盾神藏山今見然爾」と見え、始めて天磐盾に擬したが、熊野巡覽記には、此の地を天磐盾であると稱しながら而も高倉下の古蹟であると認め、紀伊續風土記も亦之を高倉下の古蹟と傳へてゐる外、天磐盾にも當ててゐる。かくの如く天磐盾を神倉山とする所傳の徵證は十分でないから、神武天皇聖蹟天磐盾に關しては、聖蹟の箇所を決定し難いのである。

註　〔日本書紀〕三神武天皇
（戊午年）遂越狹野而到熊野神邑、且登天磐盾、仍引軍漸進、

二七　熊野荒坂津

日本書紀に據れば、神武天皇御東征の際、戊午年（御卽位前三年）熊野神邑から軍を引いて進み給うた時、海上に於て卒に暴風に遇はせられ、皇兄稻飯命、三毛入野命の御遭難のことがあつたが、皇子手研耳命と軍を帥ゐて熊野荒坂津（一名丹敷浦）に至らせられ、丹敷戸畔を誅し給うた。時に皇軍は神の毒氣に中つて皆瘁えたが、熊野の高倉下が韴靈なる靈劍を獻ると、天皇は忽ち寤めさせられ、士卒も亦醒めて起きたとある。（註）

熊野荒坂津は、日本書紀の記載に據れば、熊野神邑と認められる和歌山縣新宮市以東の沿岸に之を求むべきものと考へられる。而して今神武天皇聖蹟熊野荒坂津に擬せられるものに左の各地があるが、調査の結果、何れも其の徵證が十分でなく、聖蹟の箇所と決定し難かつたものである。

一、三重縣北牟婁郡錦村

神武紀二重口授には「荒坂津　丹敷浦ハ伊勢堺ナリ」と見え、古事記傳は錦村の地を以て熊野荒坂津の別名丹敷浦に擬してゐる。而して和名類聚抄に志摩國英虞郡二色鄉、神鳳抄に錦御厨とあり、又慶長檢地帳寫にも室郡錦村と見えてゐるので、此の地附近は古く「ニシキ」と稱したものと察せられるが、地は和歌山縣新宮市の東北方に當る良好なる錨地で、村內に土器、石器等が出土し、多數の小古墳が散在してゐて、古來聚落の發達してゐたことが知られる。併しながら此の地が熊野の範圍に屬してゐたとする徵證は江戶時代を遡り得ないばかりでなく、地內には荒坂津の地名を缺き、且熊野の高倉下に關しても價値ある所傳がなく、從つて此の地は熊野荒坂津としての徵證は十分でないと認められるのである。

一、三重縣南牟婁郡荒阪村

本居內遠の神武紀巡幸路次辨（丹敷浦考）は今の荒阪村（明治二十二年町村制施行の際新村の名稱として用ひられたもの）の一部である二木島（今の大字二木島浦の邊）を「ニシキ」の轉訛したもの等と解して、此の地を

以て熊野荒坂津に擬し、紀伊續風土記も亦之に當ててをり、今同村の村社室古、阿古師兩神社は御遭難の二皇兄を奉祀するものと稱へられてゐる。地は新宮市の東北方に當る錨地ではあるが、其の地名轉訛の說は妥當を缺き、又別に熊野荒坂津と認むべき徵證も存しないのである。

一、和歌山縣新宮市三輪崎

紀伊志略及熊野巡覽記には、三輪崎村（今の新宮市三輪崎）に荒坂山があるから、三輪崎は荒坂津であるとなし、文化五年の佐野組書上控にも高野坂を古名荒坂と稱した由が見えてゐるが、何れも徵證が十分でないのみならず、其の位置は日本書紀の記載に適合しないのである。

一、和歌山縣東牟婁郡那智町

大字濱ノ宮の地は、神武卷藻鹽草に「熊野荒坂津亦名丹敷浦ハ今濱ノ宮ト號スル處是也新宮ヲ距ル三里餘トス」とあり、日本書紀通證にも同樣の記事が見えてゐるが、別に價値ある徵證がなく、其の位置は日本書紀の記載に適合しないのである。

尙此の地に隣接してゐる宇久井村の大字狗子ノ川及大字狗子ノ浦の地にも丹敷戸畔に關する口碑等があるが、別に徵證はない。

一、和歌山縣西牟婁郡串本町

大字二色の地には丹敷戸畔に關する口碑があつて、二色の名は既に慶長年間の檢地帳寫にも見えてをり、丹敷の古名を傳へるものと稱せられるが、其の位置は日本書紀の記載に適合しないのである。

註 〔日本書紀〕三神武天皇

（戊午年）仍引軍漸進、海中卒遇暴風、皇舟漂蕩、時稻飯命乃歎曰、嗟乎吾祖則天神、母則海神、如何厄我於陸、復厄我於海乎、言訖乃拔劍入海、化爲鋤持神、三毛入野命亦恨之曰、我母及姨並是海神、何爲起波瀾以灌溺乎、則蹈浪秀而往乎常世鄕矣、天皇獨與皇子手研耳命、帥軍而進、至熊野荒坂津、（亦名丹敷浦）、因誅丹敷戸畔者、時神吐毒氣、人物咸瘁、由是皇軍不能復振、時彼處有人、號曰熊野高倉下、忽夜夢、天照大神謂武甕雷神曰、夫葦原中國猶聞喧擾之響焉、（略）○註宜汝更往而征之、武甕雷神對曰、雖予不行、而下予平國之劍、則國將自平矣、天照大神曰、諾、（略）○註時武甕雷神登謂高倉下曰、予劍號曰韴靈、（韴靈、此云赴屠能瀰哆磨、）今當置汝庫裏、宜取而獻之天孫、高倉下曰唯唯而寤之、明旦依夢中教開庫視之、果有落劍、倒立於庫底板

卽取以進之、于時、天皇適寐、忽然而寤之曰、予何長眠若此乎、尋而中毒士卒悉復醒起、

二八　吉野

日本書紀に據れば、神武天皇戊午年（御卽位前三年）八月吉野の地を省そなはさんとして、菟田穿邑から輕兵を率ゐて巡幸あらせられ、其の御途次に國神の井光、磐排別之子及苞苴擔之子の奉迎を受けさせ給うたとある。古事記には、天皇が吉野河の河尻に到りまし、國神の贄持之子、井氷鹿及石押分之子が各〻迎へ奉つたとある。（註）

神武天皇の吉野地方巡幸の御事績については、記紀の記載に相違はあるが、其の地方は今の奈良縣の吉野川流域と認められ、聖蹟としては、天皇が巡幸の御道筋に於て國神等の奉迎を受けさせ給うた箇所を求めることを主眼としなければならない。今吉野郡及宇智郡の內には此等の國神の居阯と稱へられる處がある。卽ち井光（井氷鹿）については、吉野郡川上村大字井光の古名「いかり」又は碇に依つて、大和志を始め、神武卷藻鹽草、日本書紀通證等には其の地を井光の居阯に擬し、地內に井光を祀る縣社井光神社があり、又其の舊蹟と稱へられてゐる處がある。尙古事記傳には、飯貝（今の吉野郡吉野町大字飯貝）は「ゐひかり」の轉かと記してゐる。磐排別之子（石押分之子）については、日本書紀に吉野國樔部始祖とあり、古事記にも吉野國巢之祖とあるが、吉野郡國樔村は古來國栖莊と稱へられ、新撰姓氏錄大和國神別の條に國樔は石穗押別神を祖とする由が見え、大和志、神武卷藻鹽草、日本書紀通證にも、國栖莊の南國栖には磐排別之子の宅阯があると記されてをり、同地の村社大藏神社の祭神に石穗押別神を祀り、附近には、俚俗に其の居阯と稱へてゐる箇所もある。又吉野郡中莊村大字樫尾に大倉大明神の阯地があり、其の附近にも磐排別の居阯と稱へる處がある。又苞苴擔之子（贄持之子）については、日本書紀に阿太養鸕部始祖、古事記にも阿陀之鵜養之祖とあり、和名類聚抄に見える阿陀鄕は、今の宇智郡大阿太村及南阿太村の邊に當つてをり、大和志には苞苴擔宅阯は阿陀村にありと記され、大阿太村大字原に其の居阯と稱へられてゐる處がある。併しながら以上の如く國神等の居阯と稱へられてゐる箇所は、價値ある徵證に乏しく、其の居地に緣故ある地方は漠然と推測し得るとしても、居阯を推定することは困難である。而して天皇

が國神等の奉迎を受けさせ給うた地點地域については、今日之を考定すべき徵證を缺いてゐる。仍つて神武天皇聖蹟吉野に關しては、其の箇所を決定し難いのである。

註 〔日本書紀〕神武天皇 (戊午年八月) 是後天皇欲省吉野之地、乃從菟田穿邑、親率輕兵巡幸焉、至吉野時、有人出自井中、光而有尾、天皇問之曰、汝何人、對曰、臣是國神、名爲井光、此則吉野首部始祖也、更少進、亦有尾而披磐石而出者、天皇問之曰、汝何人、對曰、臣是磐排別之子、排別、此云飫時和句、此則吉野國樔部始祖也、及緣水西行、亦有作梁取魚者、梁、此云揶奈、天皇問之、對曰、臣是苞苴擔之子、苞苴擔、此云珥倍毛莽、此則阿太養鸕部始祖也、

〔古事記〕中神武天皇 故隨其教覺、從其八咫烏之後幸行者、到吉野河之河尻、時作筌有取魚人、爾天神御子、問汝者誰也、答曰僕者國神、名謂贄持之子、此者、阿陀之鵜養之祖、從其地幸行者、生尾人自井出來、其井有光、爾問汝者誰也、答曰僕者國神、名謂井氷鹿、此者、吉野首等祖也、即入其山之、亦遇生尾人、此人押分巖而出來、爾問汝者誰也、答曰僕者國神、名謂石押分之子、今聞天神御子幸行故、參向耳、此者、吉野國巢之祖、

二九　國見丘

日本書紀に據れば、神武天皇戊午年（御即位前三年）十月兵を勒（ととの）へて出で給ひ、先づ八十梟帥（やそたける）を國見丘（くにみのをか）に擊たせられ、破つて之を斬り給うたとある（註）。

今大和の國内に於て國見丘に擬せられるものに左の各地があるが、調査の結果、別に價値ある徵證がない。仍つて神武天皇聖蹟國見丘に關しては、聖蹟の箇所を決定し難かつたのである。

一、奈良縣宇陀郡神戸村及磯城郡多武峯村（經ヶ塚山）

神戸村大字本郷と多武峯村大字針道との界にある經ヶ塚山は、菟田高倉山傳說地たる宇陀郡政始村及神戸村に跨がる高倉山から西方に當つて之を瞻望し得るので、此の山を以て國見丘に擬するものがあるが、古名を傳へてゐないのみならず、他に徵證もないのである。

一、奈良縣宇陀郡曾爾村、三重縣名賀郡國津村及一志郡太郎生村（國見山）

大和、伊賀、伊勢の界に聳える國見山については、神武卷藻鹽草に「國見岳ハ伊賀見村ノ上方ニ在テ勢伊兩國ニ跨リ山勢高ク聳フト云ヘリ」とあり、大和志、日本書紀通證等にも略、同樣の記事が見えるが、畢竟此等は其の山名に因んだ說と

認められ、別に徴證もなく且地理にも適合しない。

一、奈良縣宇陀郡曾爾村及室生村(國見山)

曾爾村大字長野、大字小長尾及室生村大字下田口に跨がる國見山を國見丘に擬するものがあるが、徴證はない。

一、奈良縣宇陀郡内牧村及三本松村(先代山)

内牧村大字荷坂及三本松村大字大野に跨がる先代山を國見丘に擬するものがあるが、徴證がない。

一、奈良縣宇陀郡内牧村(ノキ山)

大字檜牧のノキ山を國見丘に擬するものがあるが、徴證がない。

註 〔日本書紀〕三神武天皇

(戊午年九月)天皇陟彼菟田高倉山之巓、瞻望域中、時國見岳上(丘イ)則有八十梟帥、

(戊午年)冬十月癸巳朔、天皇嘗其嚴瓮之粮、勒兵而出、先擊八十梟帥於國見丘破斬之、

三〇 忍坂大室

古事記に據れば、神武天皇が宇陀からいでまして、忍坂大室に到らせられ、其處にゐた土雲八十建を誅し給うたとある。尚日本書紀には、戊午年(御即位前三年)十月天皇が道臣命に命じ給うて、大室を忍坂邑に作らしめられ、虜を誘うて誅せしめられたとある。(註一)

忍坂については、日本書紀垂仁天皇三十九年の條にも忍坂邑の名が見え、和名類聚抄には大和國城上郡の鄉中に忍坂があつて、今の奈良縣磯城郡城島村大字忍阪の邊に當るものと認められる。而して舒明天皇の押坂内陵は大字忍阪にあり、又延喜式神名帳に見える忍坂山口坐神社は附近の大字赤尾に、忍坂坐生根神社は大字忍阪にある。更に此の地の北部にある忍坂山は、萬葉集卷第十三には青幡之忍坂山とあり、地内を北に向つて流れる粟原川は、往時忍坂川と稱へられたことは別格官幣社談山神社所藏の國寶銅鑪盤の銘(註二)に據つて知ることが出來る。而して大字忍阪の北部なる忍坂山の麓に近く多武峯から初瀬に通ずる「おむろ越」と稱

へられる古道があり、附近に「ヲムロ」と稱する字名もあり、更に天保十年の忍坂村繪圖には「おふろ初瀬道」、字「おふろ口」と記されてゐるが、此等の地名は何れも江戸時代末のものであつて、之を以て直ちに大室の所在を示すものとは認め難いのである。

以上の如く忍坂の地域は略〻之を求め得るけれども、賊虜を誅滅し給うた忍坂大室の地點地域を推定すべき徴證は十分でない。仍つて神武天皇聖蹟忍坂大室に關しては、聖蹟の箇所を決定し難いのである。

註一〔古事記〕中神武天皇
自其地幸行、到忍坂大室之時、生尾土雲○略註八十建在其室、待伊那流、○略註故爾天神御子之命以、饗賜八十建、於是宛八十建、設八十膳夫、毎人佩刀、誨其膳夫等曰、聞歌之者、一時共斬、故明將打其土雲之歌曰、意佐賀(加一)能、意富牟盧夜爾、比登佐波爾、岐伊理袁理、比登佐波爾、伊理袁理登母、美都美都斯、久米能古賀、久夫都々伊、々斯都々伊母知、宇知弖斯夜麻牟、美都美都斯、久米能古良賀、久夫都々伊、々斯都々伊母知、伊麻宇多婆余良斯、如此歌曰、拔刀一時打殺也、

〔日本書紀〕三神武天皇
乃顧勅道臣命、汝宜帥大來目部、作大室於忍坂邑、盛設宴饗、誘虜而取之、道臣命於是奉密旨、掘窖於忍坂、而選我猛卒、與虜雜居、陰期之曰、酒酣之後吾則起歌、汝等聞吾歌聲、則一時刺虜、已而坐定酒行、虜不知我之有陰謀、任情徑醉、時道臣命乃起而歌之曰、於佐箇廼、於朋務露夜珥、○中略時我卒聞歌、俱拔其頭椎劍、一時殺虜、虜無復噍類者、

註二〔銅鑪盤銘〕
限東竹原谷東岑　限南太岑
寺壹院四至
限樫村谷西岑　限北忍坂川
此粟原寺者仲臣朝臣大嶋惶惶誓願
奉爲大倭國淨美原宮治天下天皇時
日並御宇東宮敬造伽藍之爾故比賣
朝臣額田以甲午年始至於和銅八年
合廿二年中敬造伽藍而作金堂仍造
釋迦丈六尊像
和銅八年四月敬以進上於三重寶塔
七科鑪盤矣○下略

三一　高佐士野

古事記に據れば、神武天皇が大和の高佐士野に於て七媛女の遊んでゐるのを見そなはして、其の中の伊須氣余理比賣を皇后に御定めになることになつた由が見える（註）。

高佐士野は、大和志の十市郡の條に南浦村にありとあつて、十市郡は今の奈良縣磯城郡内に屬し、南浦村は同郡香久山村の天香久山の麓の大字南浦であるが、既に古事記傳にも之を否定してをり、別に價値ある徵證も存しない。又近年同地附近の「たかさみち」と俚俗に稱へる里道の邊を以て之に擬するものがあるが、何等の徵證もなく、且其の地勢は山麓の傾斜地で野と名づくべきものではない。仍つて神武天皇聖蹟高佐士野に關しては、聖蹟の箇所を決定し難いのである。

註　「古事記」神武天皇

於是七媛女遊行於高佐士野、（佐士二字以音）、伊須氣余理比賣在其中、爾大久米命見其伊須氣余理比賣而、以歌白於天皇曰、夜麻登能、多加佐士怒袁、那々由久、袁登賣杼母、多禮袁志摩加牟、爾伊須氣余理比賣者、立其媛女等之前、乃天皇見其媛女等而、御心知伊須氣余理比賣立於最前、以歌答曰、賀都賀都母、伊夜佐岐陁弖流、延袁斯麻加牟、爾大久米命以天皇之命詔其伊須氣余理比賣之時、見其大久米命黥利目而、思奇歌曰、阿米都々、知杼理麻斯登々、那杼佐祁流斗米、爾大久米命答歌曰、袁登賣爾、多陁爾阿波牟登、和加佐祁流斗米、故其嬢子白之仕奉也、

三二　腋上嗛間丘

腋上嗛間丘（わきのかみのほほまのをか）は、日本書紀に據れば、神武天皇三十一年四月巡幸の砌、登らせられて國狀を望み給うた處で、蜻蛉（あきつ）の臀呫（となめ）せるが如くであると曰（のたま）うたのに因つて、始めて秋津洲（あきつしま）の號を生じたとある（註）。

腋上又は掖上の名については、日本書紀の孝昭天皇、孝安天皇、履中天皇、推古天皇、持統天皇の條に出で、古事記には孝昭天皇の皇宮の號及陵名に見えてゐる。而して延喜式に掖上博多山上陵（わきのかみのはかたのやまのえのみさざき）は大和國葛上郡にありと記され、帝王編年記にも掖上池心宮（わきのかみのいけごころのみや）は同郡にある由が見える。奈良縣葛上郡は明治二十九年に其の北方の忍海郡と合して、今の南葛城郡となつたのであるから、腋上の地は舊葛上郡の地内に求むべきものであらう。

南葛城郡掖上村（明治二十二年町村制施行の際新村の名稱として用ひられたもの）大字本馬の東南に獨立した丘陵があつ

て、俚俗に本馬山と稱へられ、よく大和平野を展望し得る位置にある。而して大字本馬は寛文印知集、大和志に本馬村とあるもので、日本書紀通證には、本馬は卽ち嗛(はく)間(ま)の轉と記してをり、此の丘陵を以て腋上嗛間丘に擬するものもあるが、徵證は十分でないのである。又本馬山の南に位する掖上村大字柏原、大字原谷及秋津村(明治二十二年町村制施行の際新村の名稱として用ひられたもの)大字池之内に跨がつて國見山がある。大和志には葛上郡の中に「嗛間丘　本馬村南一名望(クニ)國(ミ)山」として、神武天皇巡幸の地である由を記し、日本書紀通證にも「嗛間丘又名國見山在本馬村南本馬卽嗛間之轉」とあり、更に大和名所圖會にも「腋上嗛間岳　本間村の南にあり一名望國山」とあつて、國見山を以て腋上嗛間岳に擬してゐるが、別に其の山を嗛間丘と認むべき價値ある徵證がなく、且其の地形上必ずしも展望に適するものとは認め難い。仍つて神武天皇聖蹟腋上嗛間丘に關しては、聖蹟の箇所を決定し難いのである。

註　〔日本書紀〕三神武天皇

卅有一年夏四月乙酉朔、皇輿巡幸、因登腋上嗛間丘、而廻望國狀曰、妍哉乎國之獲矣、○註略　雖內木綿之眞迮國、猶如蜻蛉之臀呫焉、由是始有秋津洲之號也、

圖版

圖版第一

神武天皇聖蹟一覽圖

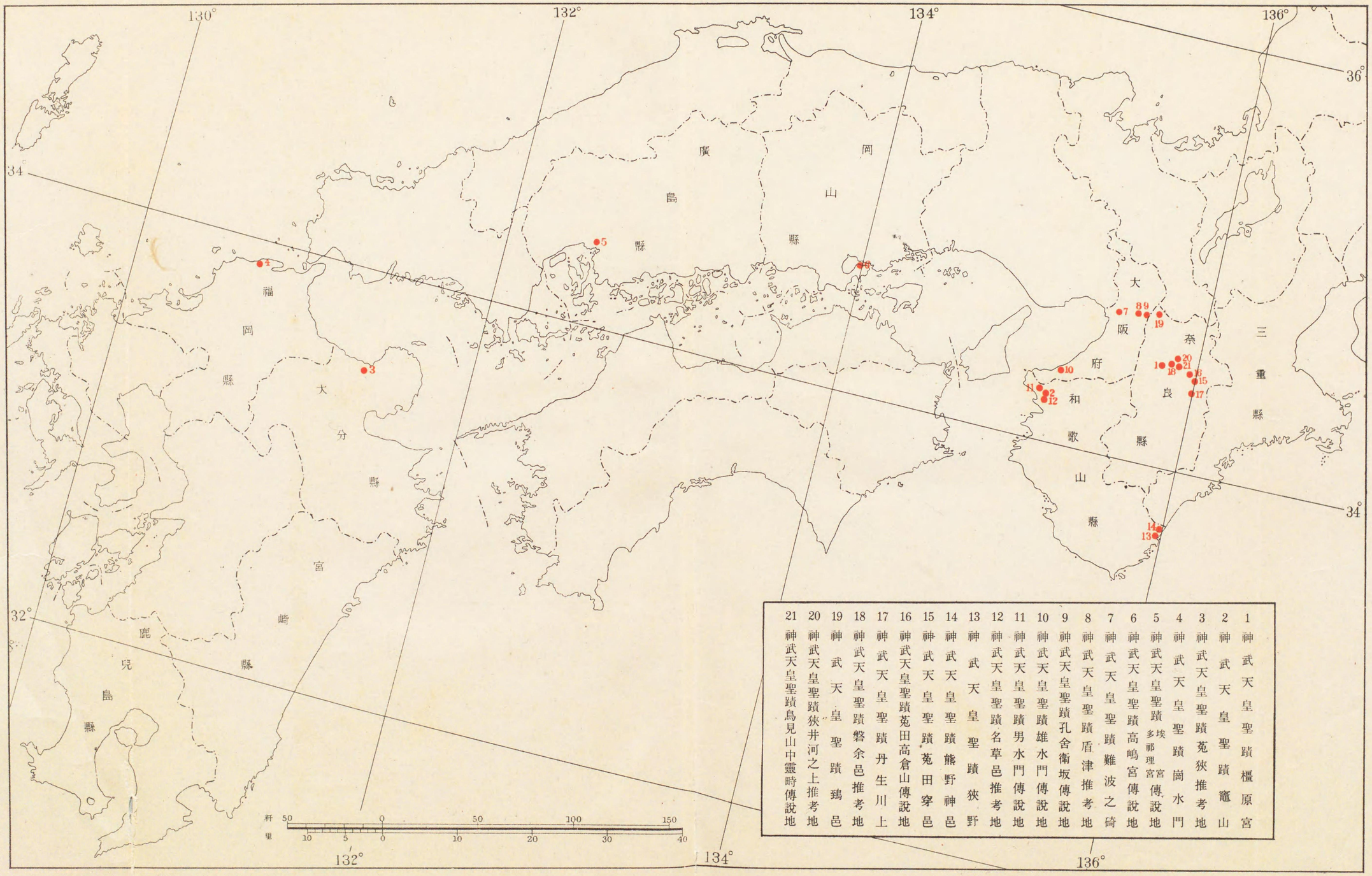

1	神武天皇聖蹟橿原宮
2	神武天皇聖蹟竈山
3	神武天皇聖蹟菟狹推考地
4	神武天皇聖蹟岡水門
5	神武天皇聖蹟埃宮多祁理宮傳說地
6	神武天皇聖蹟高嶋宮傳說地
7	神武天皇聖蹟難波之碕
8	神武天皇聖蹟盾津推考地
9	神武天皇聖蹟孔舍衞坂傳說地
10	神武天皇聖蹟雄水門傳說地
11	神武天皇聖蹟男水門傳說地
12	神武天皇聖蹟名草邑推考地
13	神武天皇聖蹟狹野
14	神武天皇聖蹟熊野神邑
15	神武天皇聖蹟菟田穿邑
16	神武天皇聖蹟菟田高倉山傳說地
17	神武天皇聖蹟丹生川上
18	神武天皇聖蹟磐余邑推考地
19	神武天皇聖蹟鴨邑
20	神武天皇聖蹟狹井河之上推考地
21	神武天皇聖蹟鳥見山中靈時傳說地

神武天皇聖蹟顯彰碑(標準型)設計圖

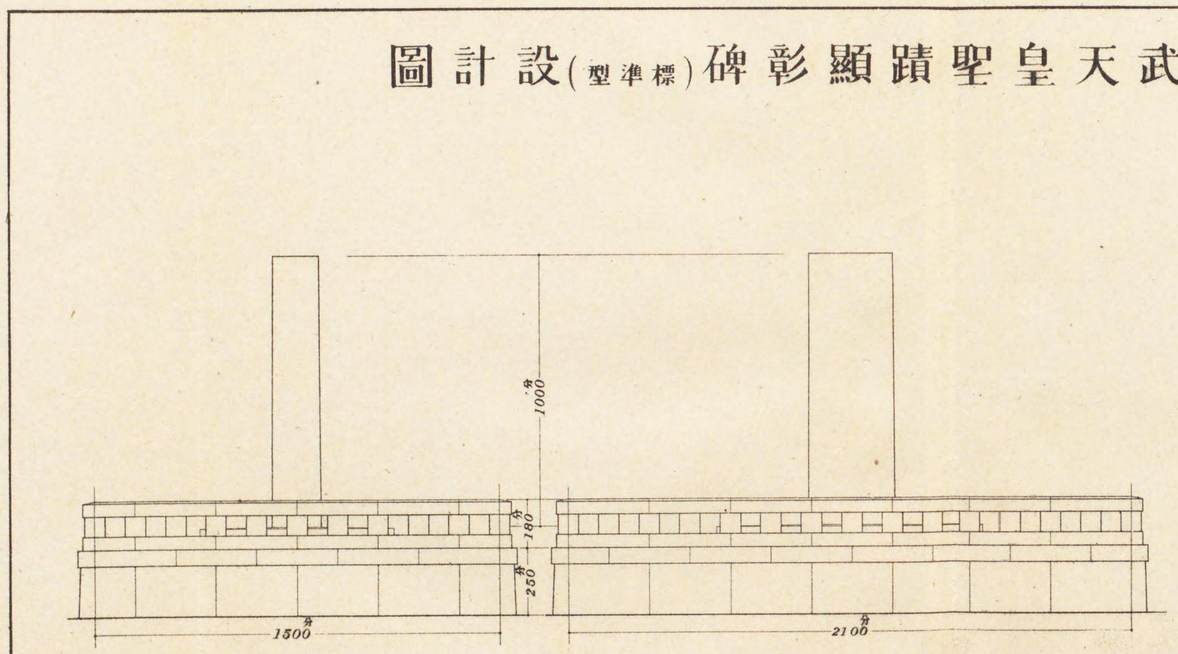

側面圖　　正面圖

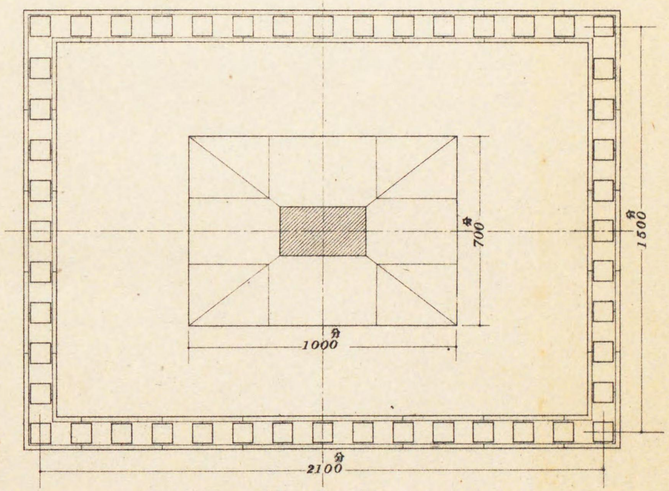

平面圖

神武天皇聖蹟顯彰碑(標準型)設計圖

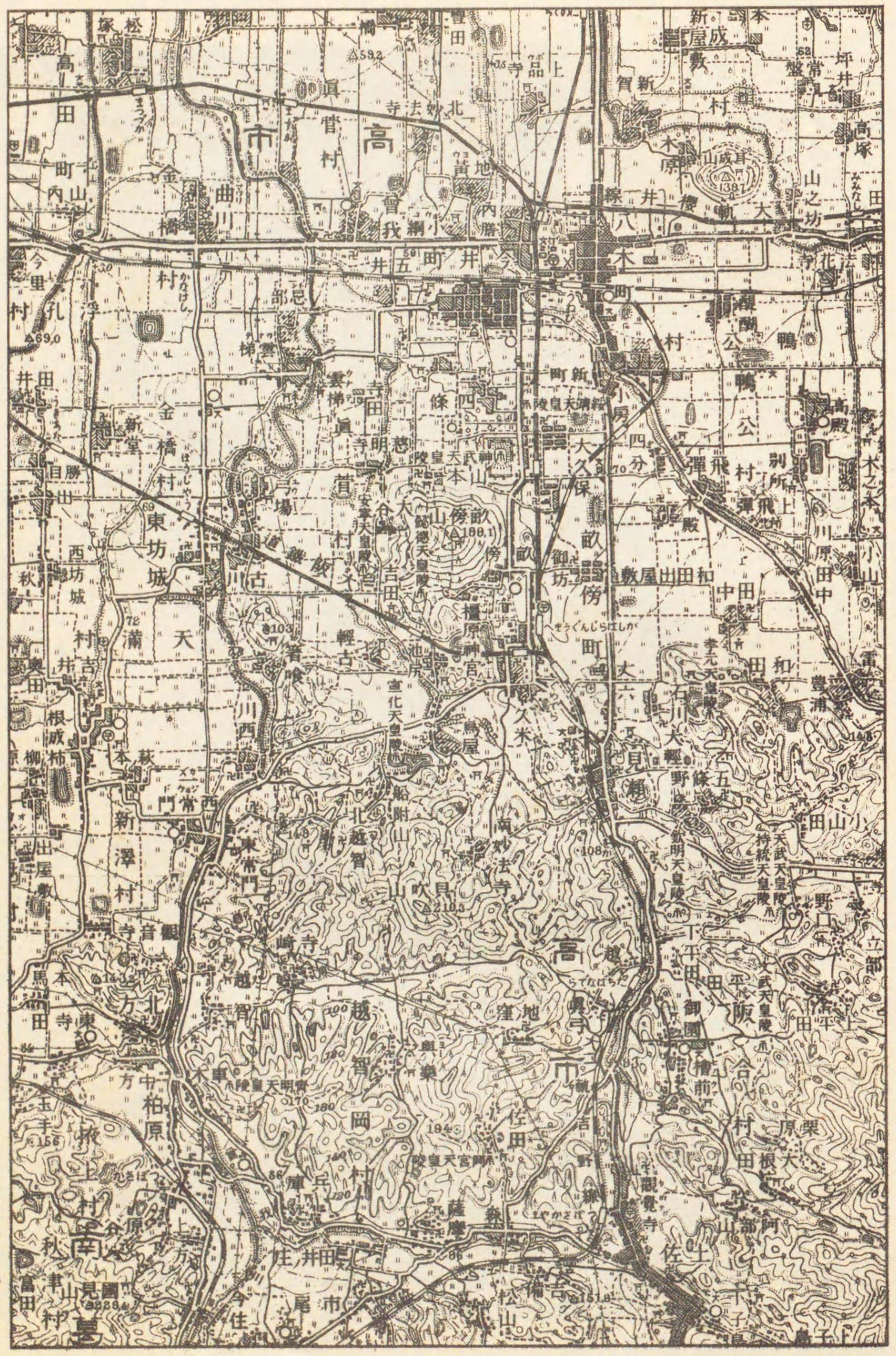

（陸地測量部五万分一地形圖ニ據ル）

奈良縣高市郡畝傍町附近圖

神武天皇聖蹟顯彰碑（標準型）設計圖

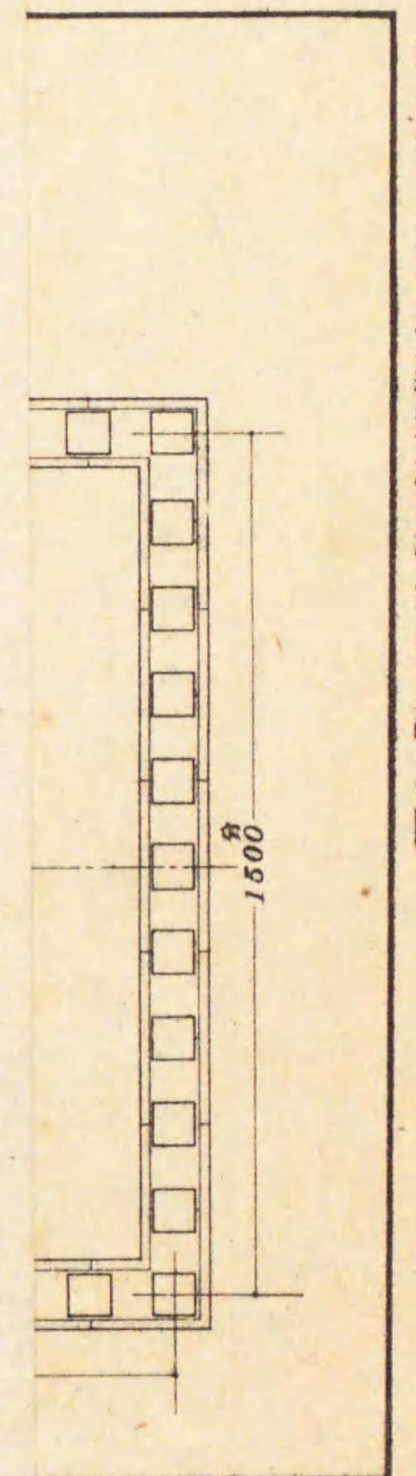

官幣大社橿原神宮境内

圖版第五

和歌山市附近圖

○1八竈山墓、○2八神武天皇聖蹟男水門顯彰碑、○3八神武天皇聖蹟名草邑顯彰碑ノ位置ヲ示ス

陸地測量部五万分一交通圖（昭和八年製版）ニ據ル

近附墓山竈（一）

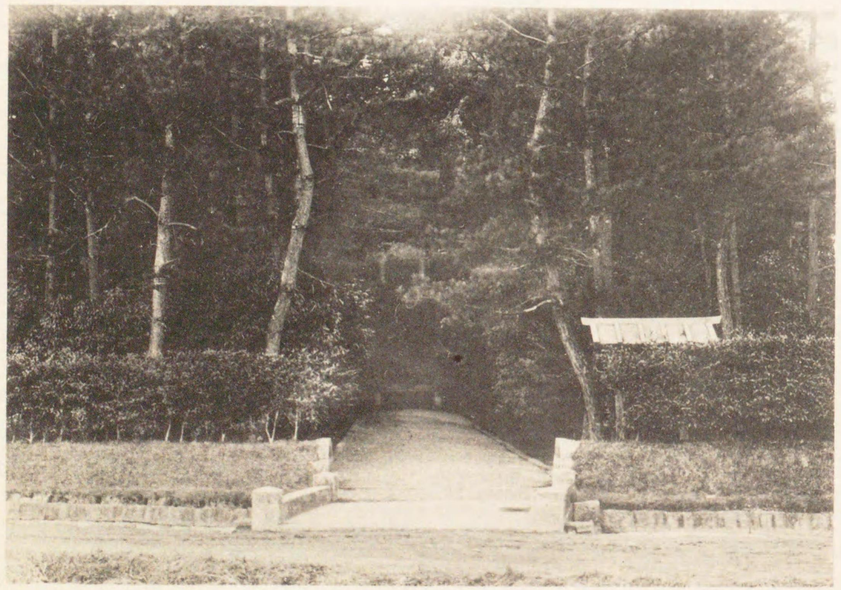

墓山竈（二）

大分縣宇佐郡北馬城村及宇佐町附近圖

○八神武天皇聖蹟菟狹顯彰碑ノ位置ヲ示ス

（陸地測量部五万分一地形圖ニ據ル）

(一)

(二)

(一) 官幣大社宇佐神宮附近

(二) 宇佐町大字南宇佐遠望

(一)

(一) 北馬城村大字和氣及橋津附近

(二)

(二) 寄藻川河口附近遠望

正保國繪圖豐前

圖版第一〇

豐前國繪圖正保(宇佐郡)

(福岡縣立圖書館所藏)

圖版第一一

神武天皇聖蹟菟狹顯彰碑

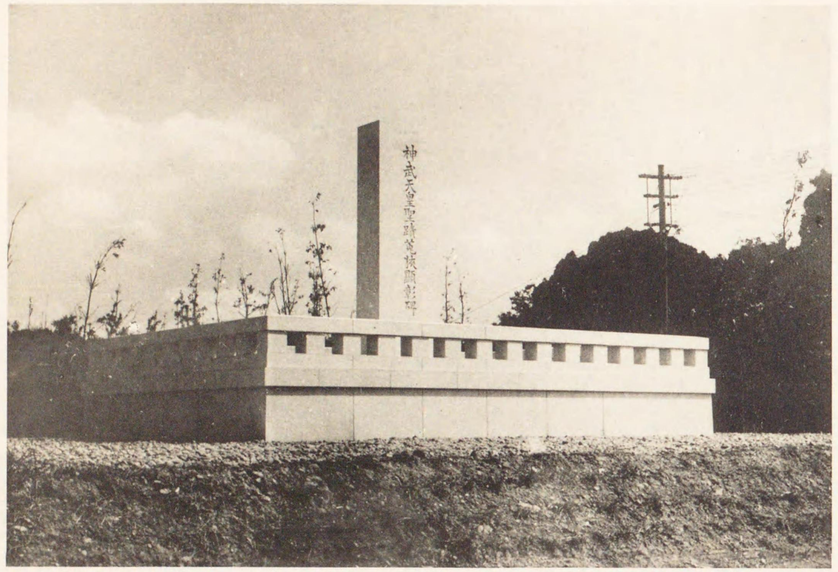

面　正（一）

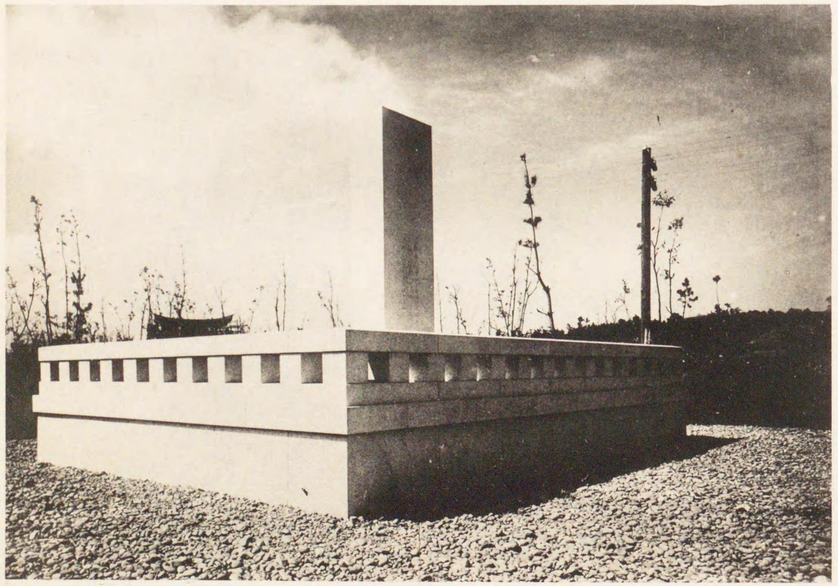

面　背（二）

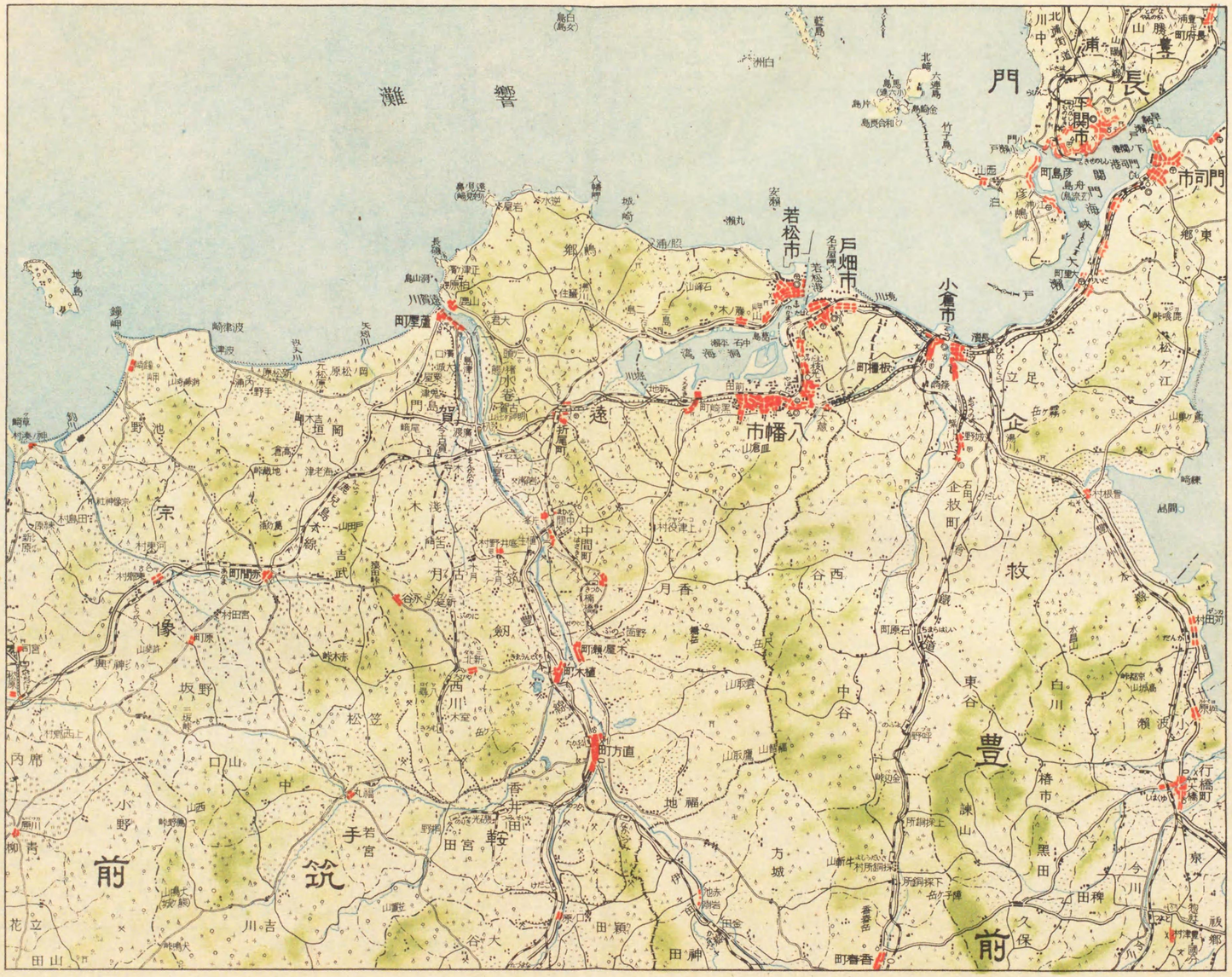

福岡縣遠賀郡附近圖

（陸地測量部二十万分一帝國圖ニ據ル）

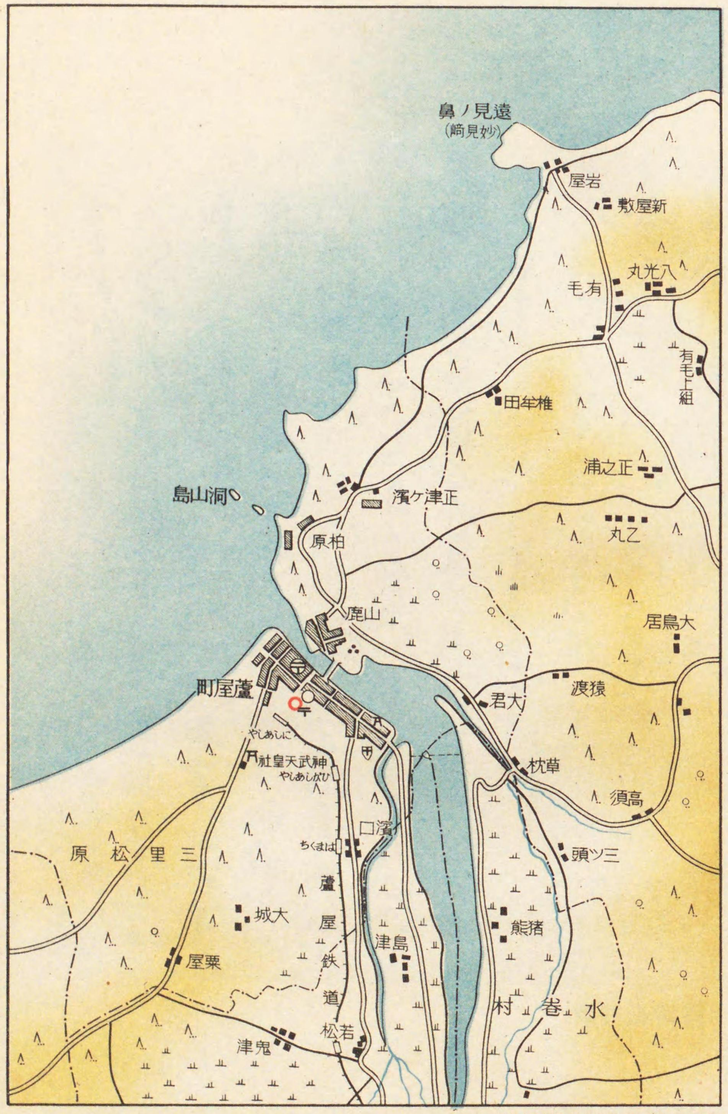

○ハ神武天皇聖蹟嵩水門顕彰碑ノ位置ヲ示ス

（陸地測量部五万分一交通図ニ據ル）

遠賀郡蘆屋町附近圖

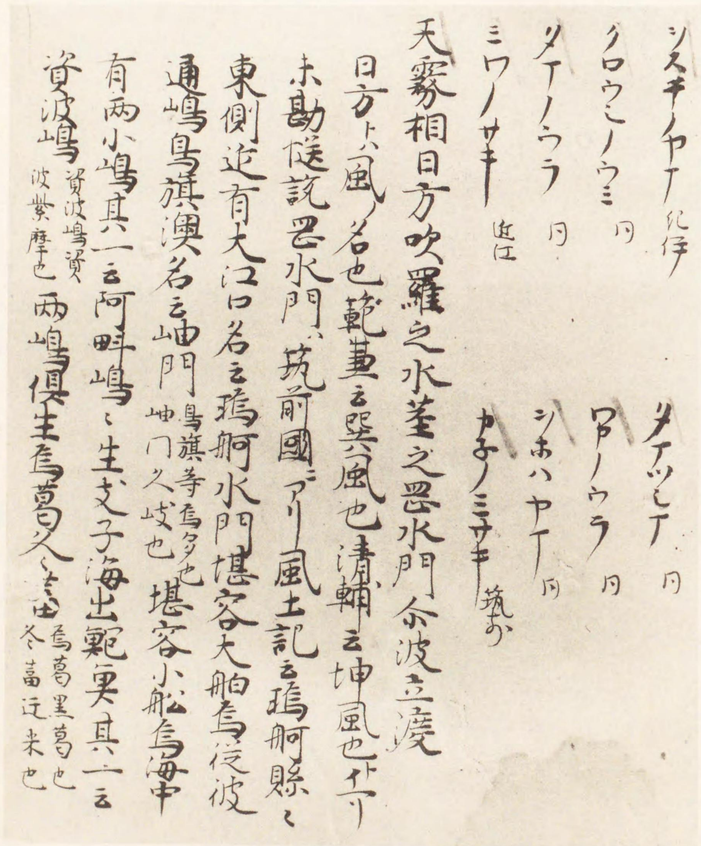

（仁和寺所藏）

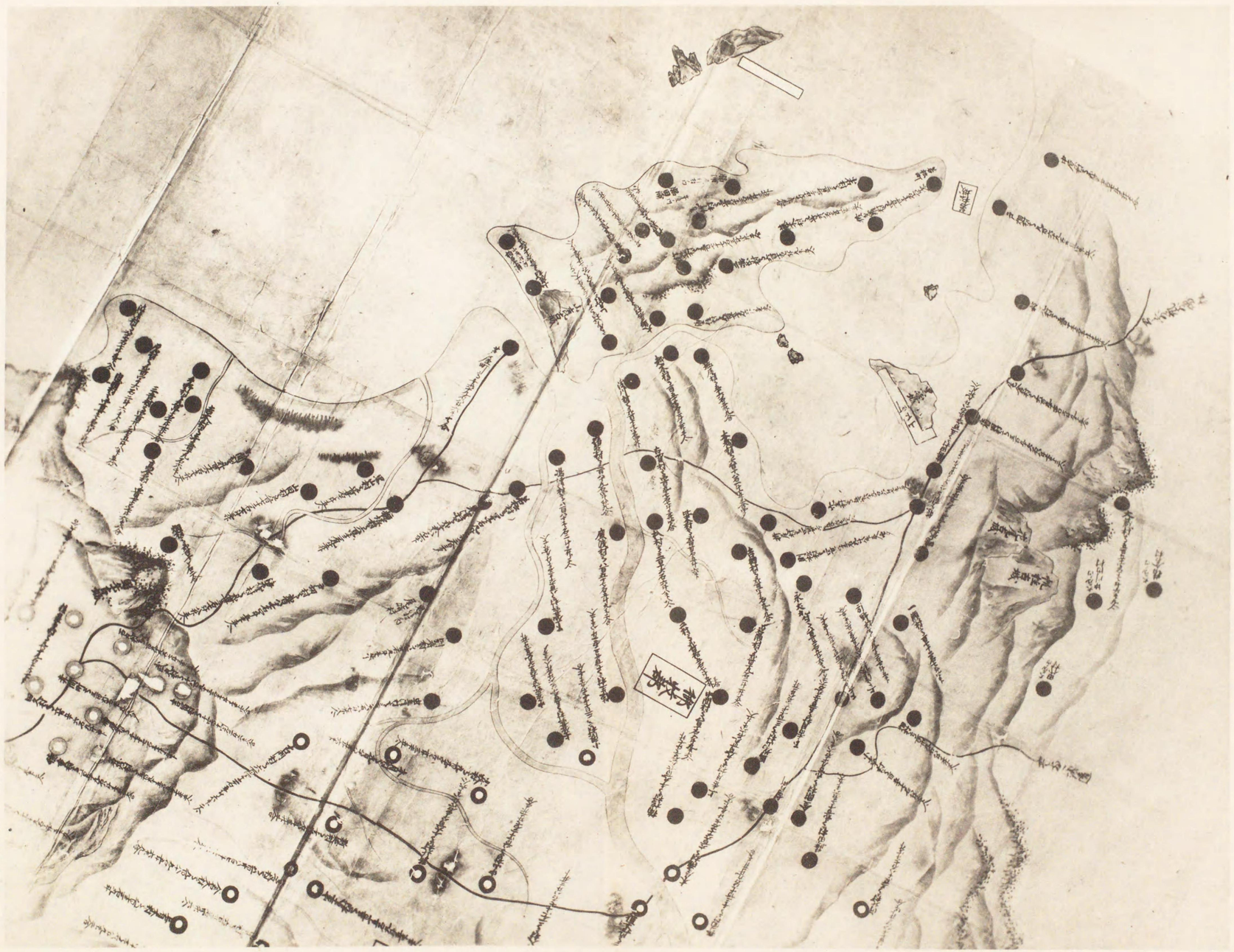

筑前國繪圖慶長（遠賀郡）

（福岡縣廳所藏）

筑前國繪圖正保（遠賀郡）

（福岡縣立圖書館所藏）

筑前國繪圖元祿（遠賀郡）

（福岡縣立圖書館所藏）

神武天皇聖蹟畝傍水門顯彰碑

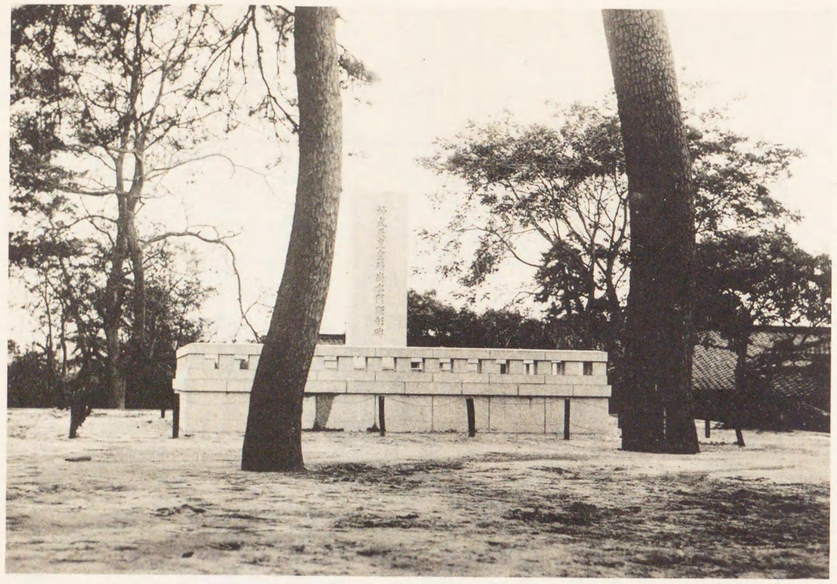

（昭和十七年二月十日下關要塞司令部許可濟）

面　正（一）

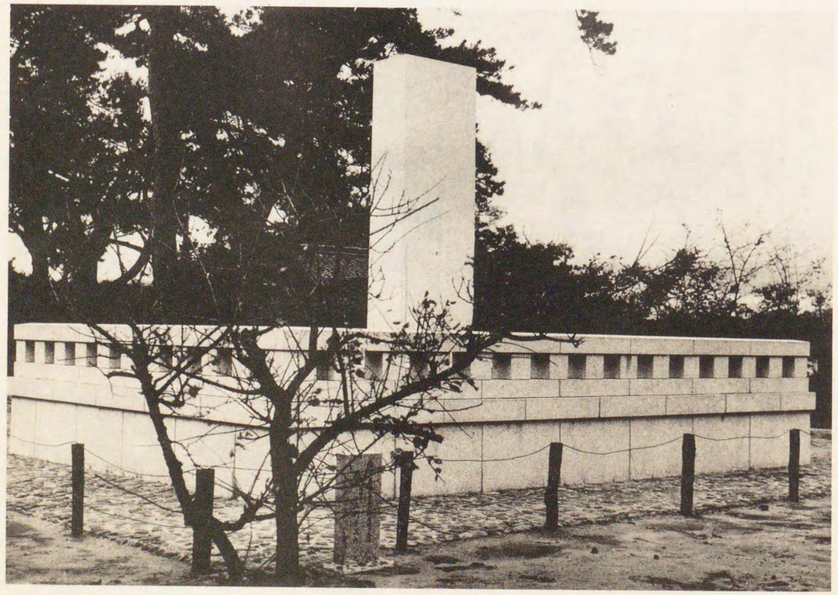

（昭和十七年二月十日下關要塞司令部許可濟）

面　背（二）

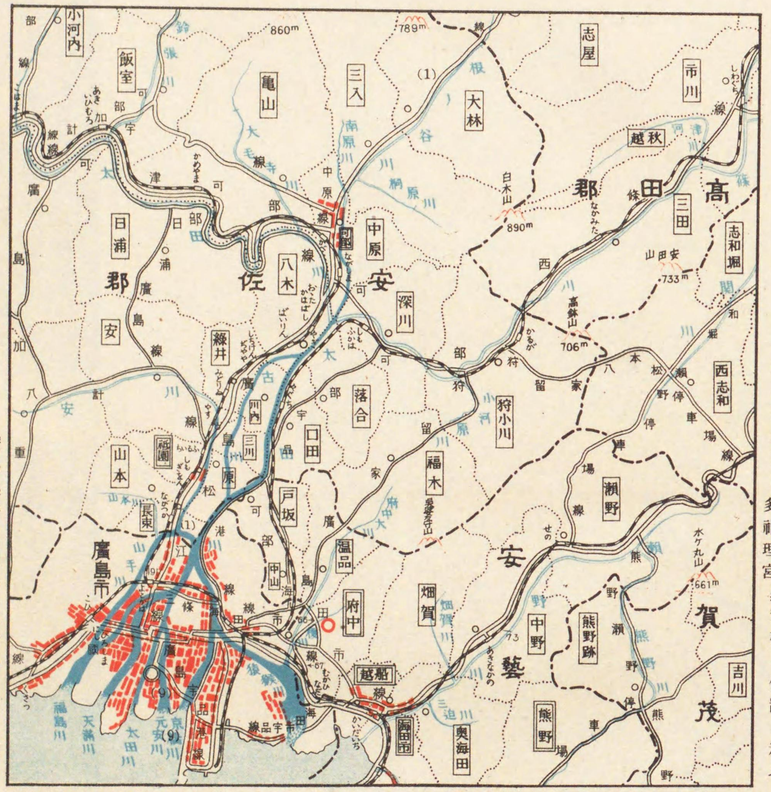

廣島縣安藝郡府中町附近圖

（昭和十七年三月二十三日陸軍運輸部承認濟）

廣島縣管內圖（二十万分一）ニ據ル

○八神武天皇聖蹟埃宮顯彰碑ノ位置ヲ示ス

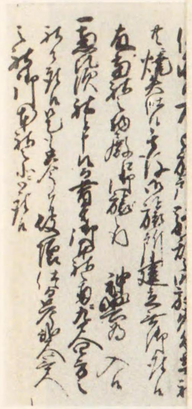

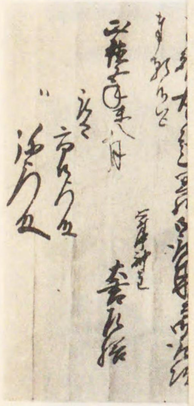

府中町總社阯・縣社多家神社境內及八番

圖版第二〇

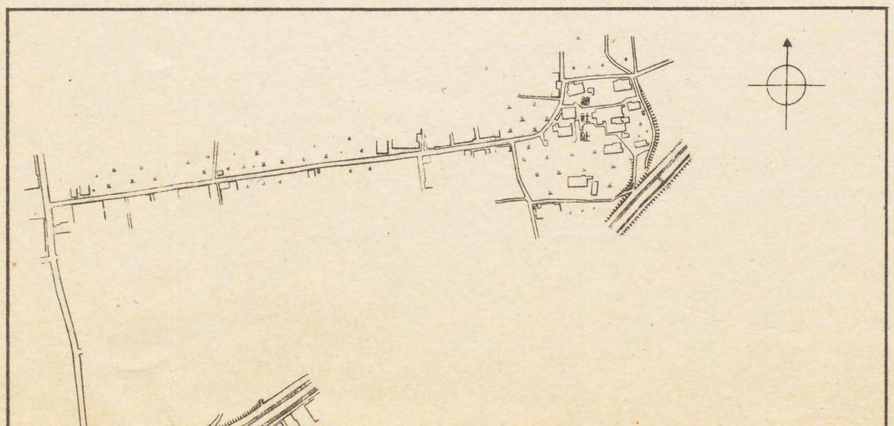

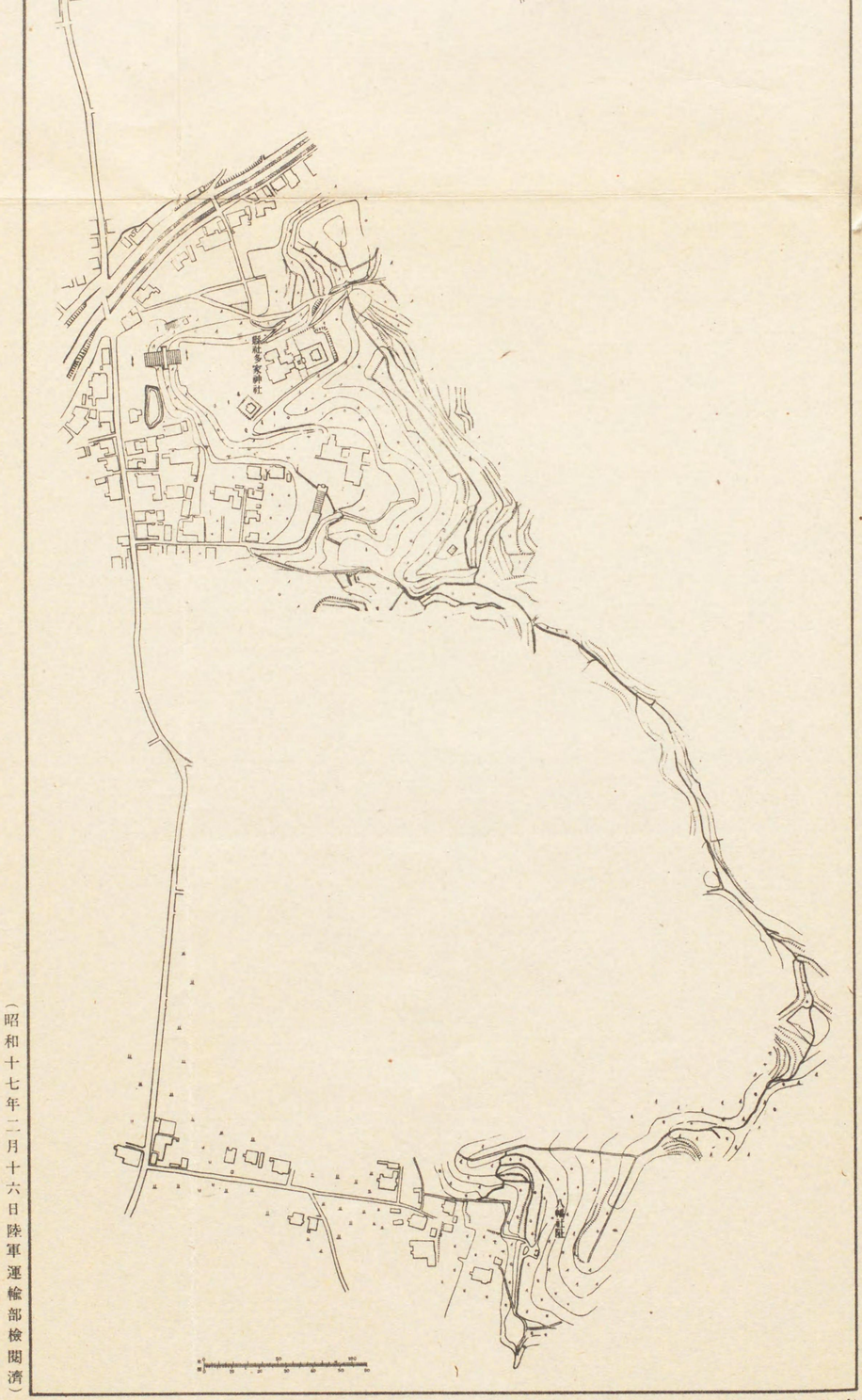

府中町總社阯・縣社多家神社境內及八幡社阯實測圖

（昭和十七年二月十六日陸軍運輸部檢閱濟）

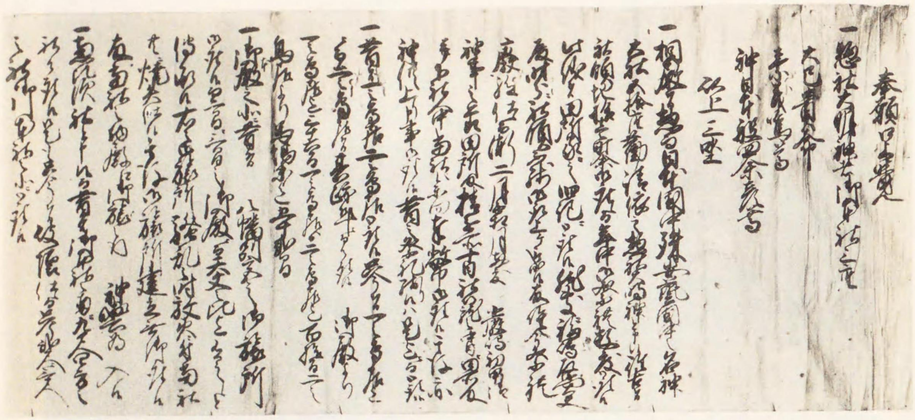

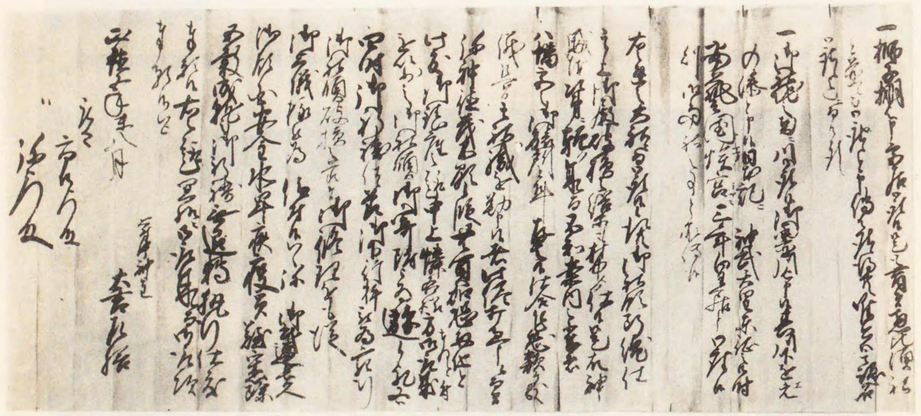

覺上口主神中府

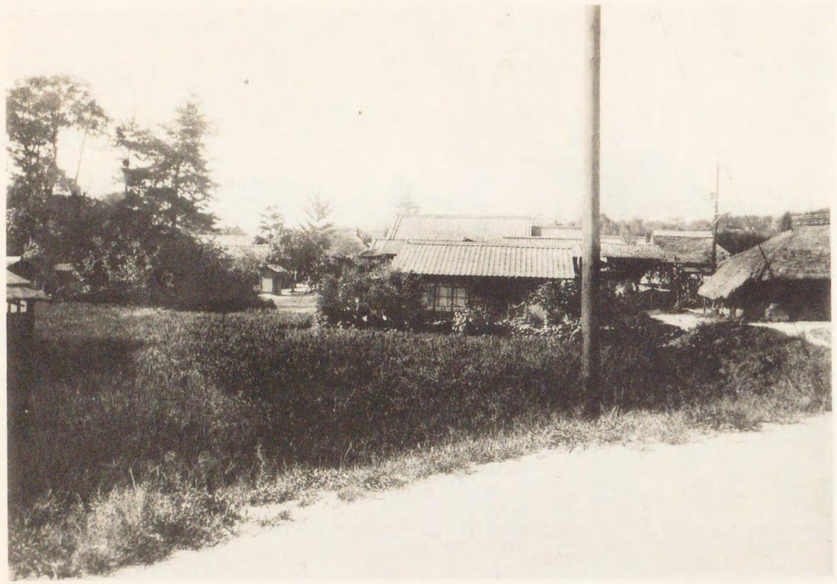

（濟閥檢部輸運軍陸日六十月二年七十和昭）　近附阯社總（一）

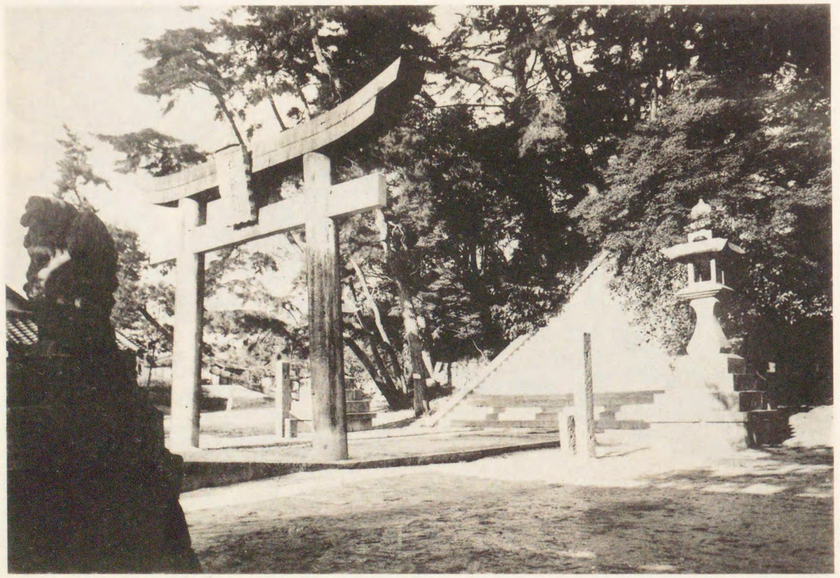

（濟閥檢部輸運軍陸日六十月二年七十和昭）　內境社神家多社縣（二）

（一）八幡社阯附近

（昭和十七年二月十六日陸軍輸送部檢閱濟）

（二）たれその森

（昭和十七年二月十六日陸軍輸送部檢閱濟）

神武天皇聖蹟埃宮多祁理宮顯彰碑

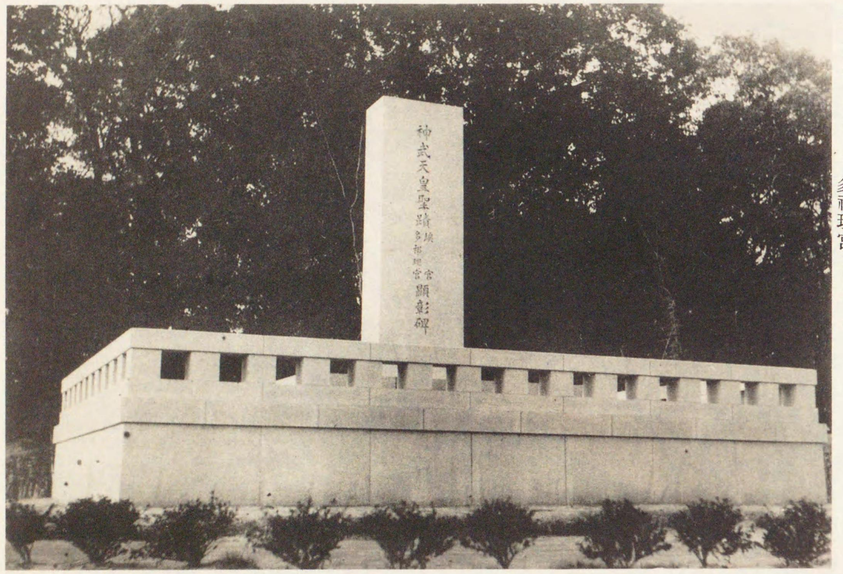

（一）正　面　（昭和十七年二月十六日陸軍運輸部檢閱濟）

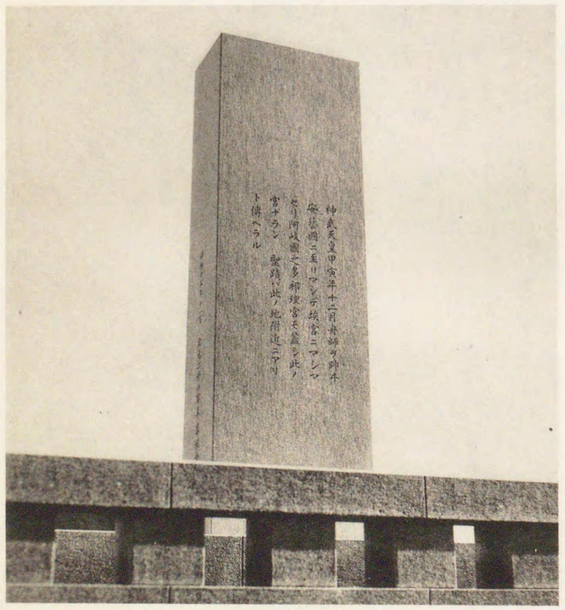

（二）背　面　（昭和十七年二月十六日陸軍運輸部檢閱濟）

（陸地測量部二十万分一帝國圖ニ據ル）

岡山縣兒島郡附近圖

○ 神武天皇聖蹟高嶋宮顯彰神ノ位置ヲ示ス

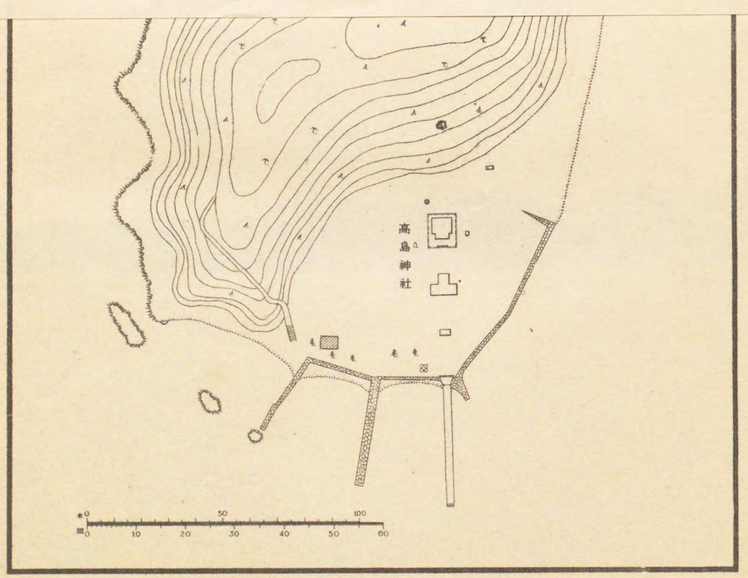

兒島郡甲浦村大字宮ノ浦字高島實測圖

圖版第二六

兒島郡甲浦村大字宮ノ浦字高島實測圖

（一）東北より遠望

（二）西北より遠望

（侯爵　池田宣政所藏）

（一）備前國繪圖寛永（高嶋附近）

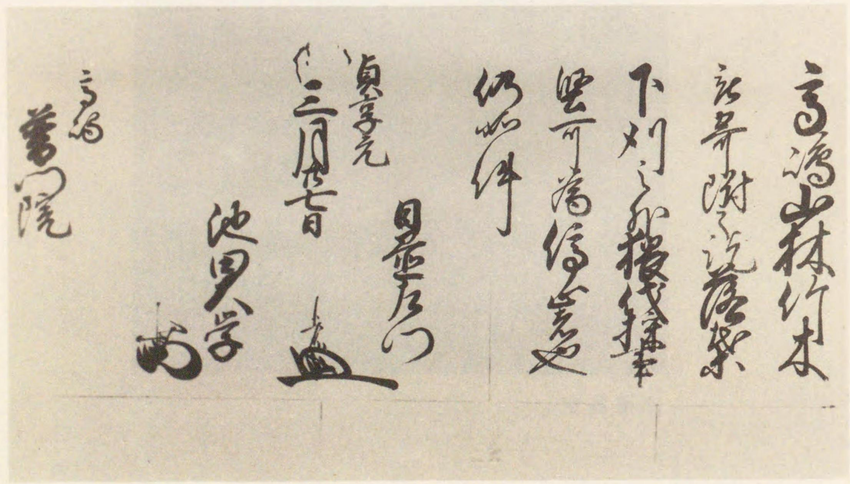

（松林寺所藏）

（二）高嶋山林禁伐定書

遊高嶋記

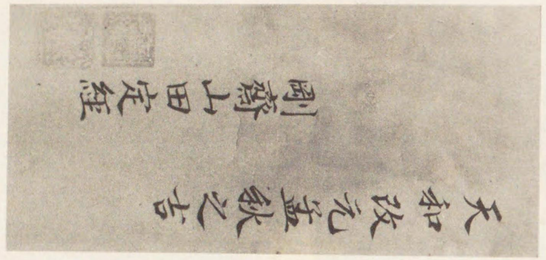

遊高嶋記

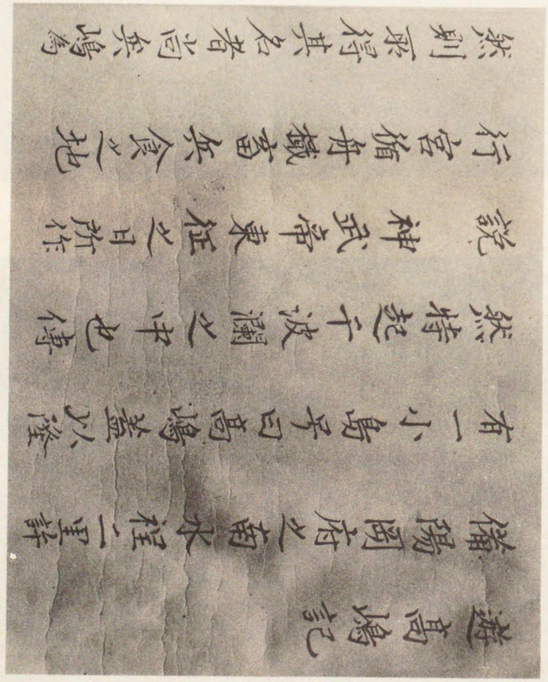

備陽岡府之南水程二里許
有一小島号曰高嶋蓋以隆
然特起于波瀾之中也傳
說　神武帝東征之日所作
行宮循舟檝畜兵食之地
然則取得其名者尚矣嶋為

天和改元孟秋之吉

剛齋山田定經

神武天皇聖蹟高嶋宮顯彰碑

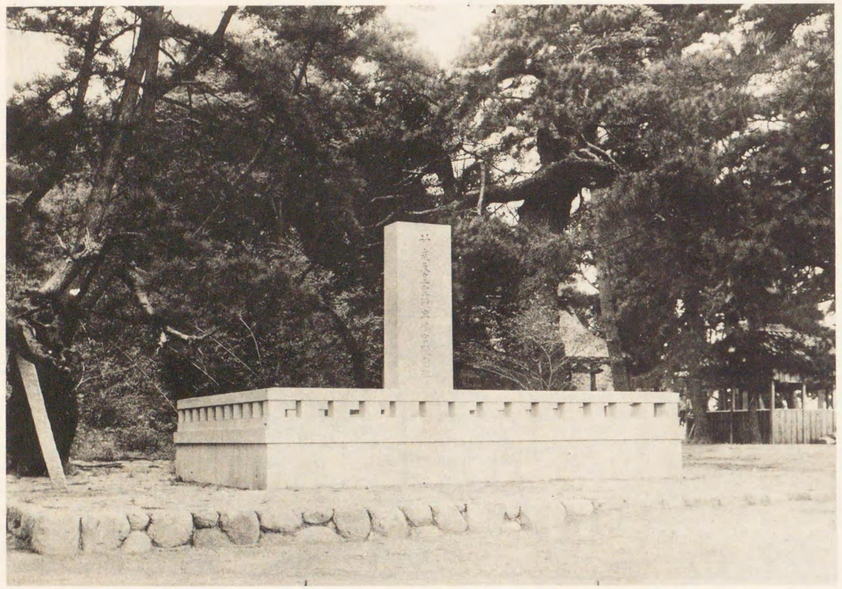

面　正（一）

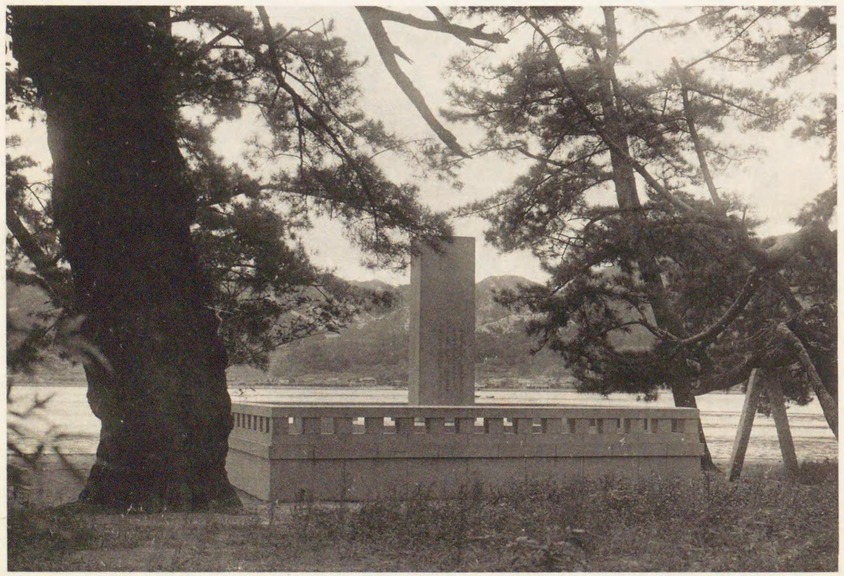

面　背（二）

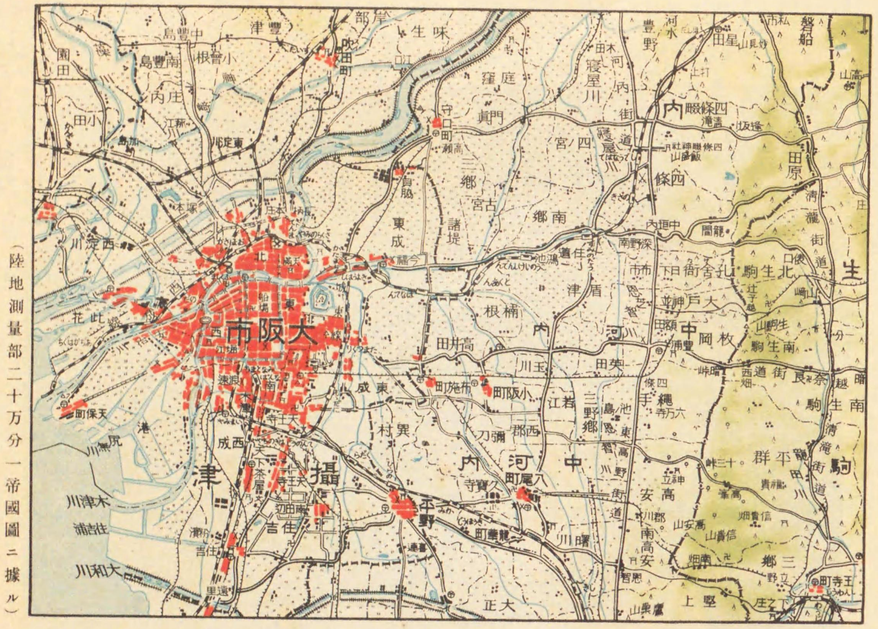

（陸地測量部二十万分一帝國圖ニ據ル）

（一）大阪市附近圖

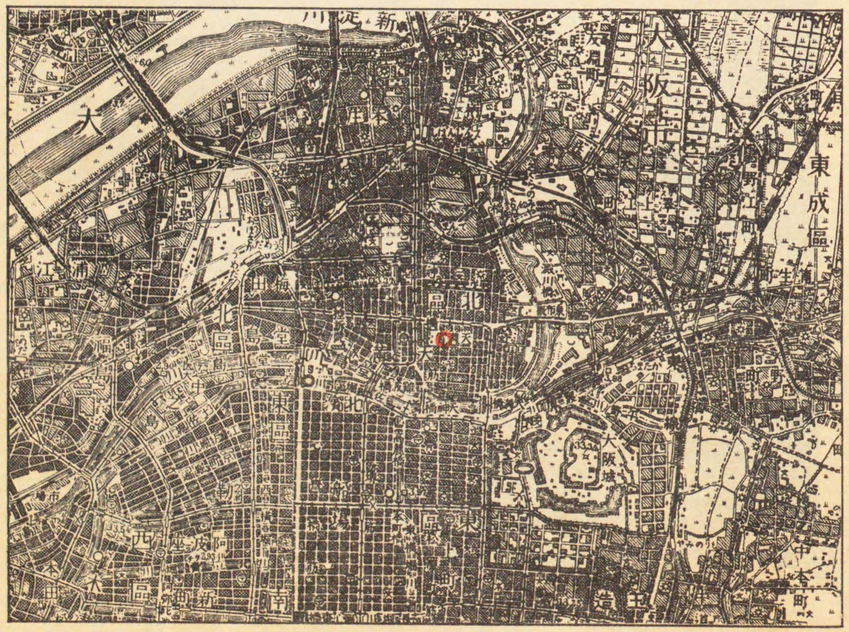

（陸地測量部五万分一地形圖ニ據ル）

○ハ神武天皇聖蹟難波之碕顯彰碑ノ位置ヲ示ス

（二）大阪市東區及北區附近圖

大阪府下洪水澱川沿岸被害細圖（一部）

（薄黑色部分ハ浸水區域ヲ示ス）

（一）天滿附近（府社天滿宮境内）

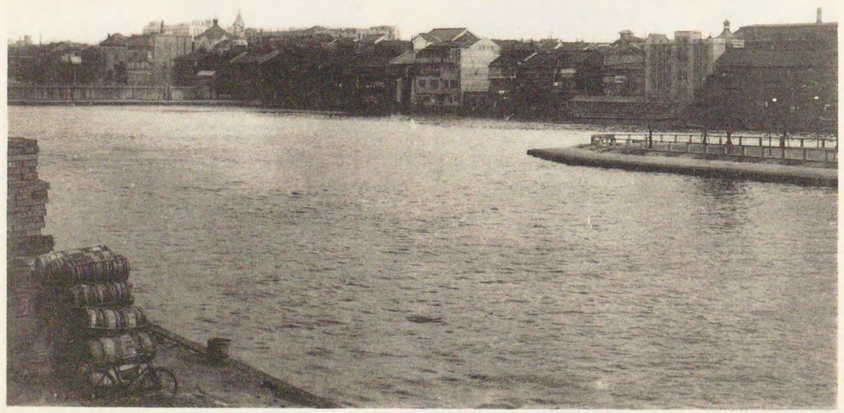

（二）天滿川畔より上町臺地遠望

圖版第三四

神武天皇聖蹟難波之碕顯彰碑

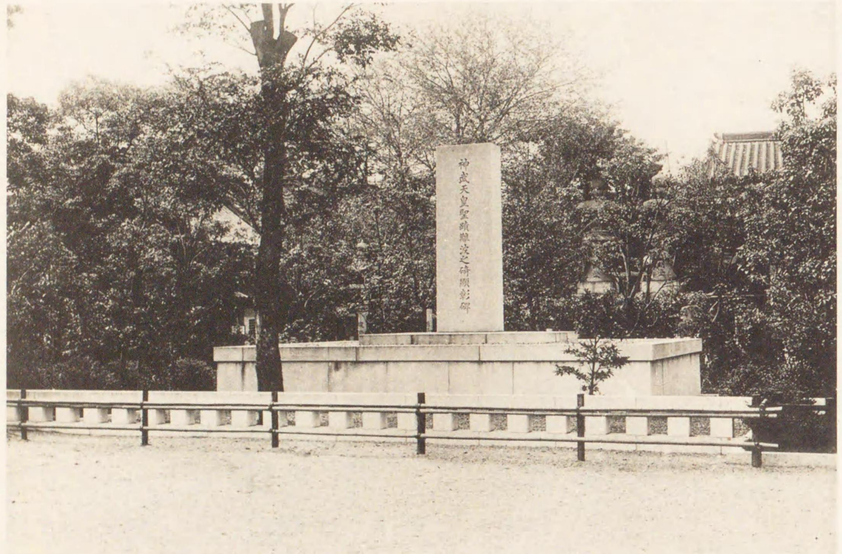

面正（一）

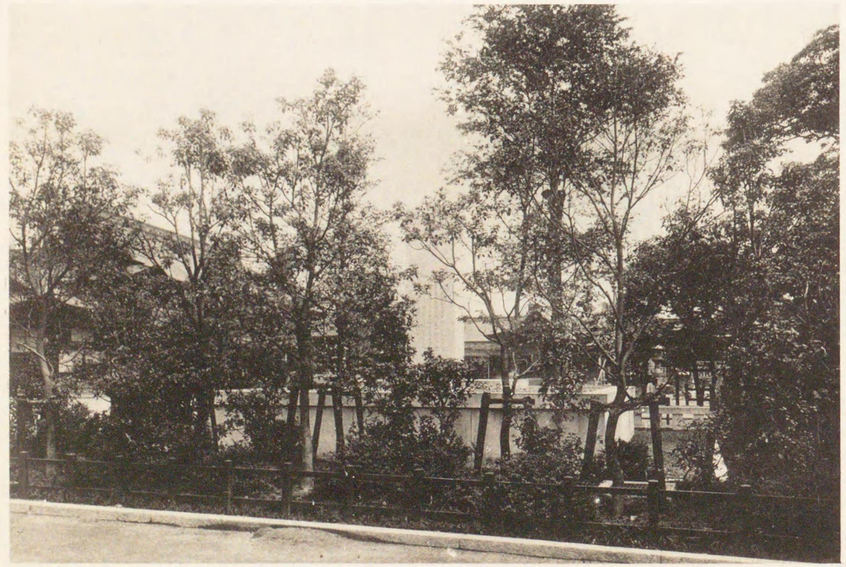

面背（二）

天皇聖蹟孔舎衛坂顯彰碑ノ位置ヲ示ス

大阪府中河内

圖版第三五

大阪府中河内郡孔舎衙村附近圖

（陸地測量部五万分一地形圖ニ據ル）

○1 八神武天皇聖蹟盾津顯彰碑、○2 八神武天皇聖蹟孔舎衙坂顯彰碑ノ位置ヲ示ス

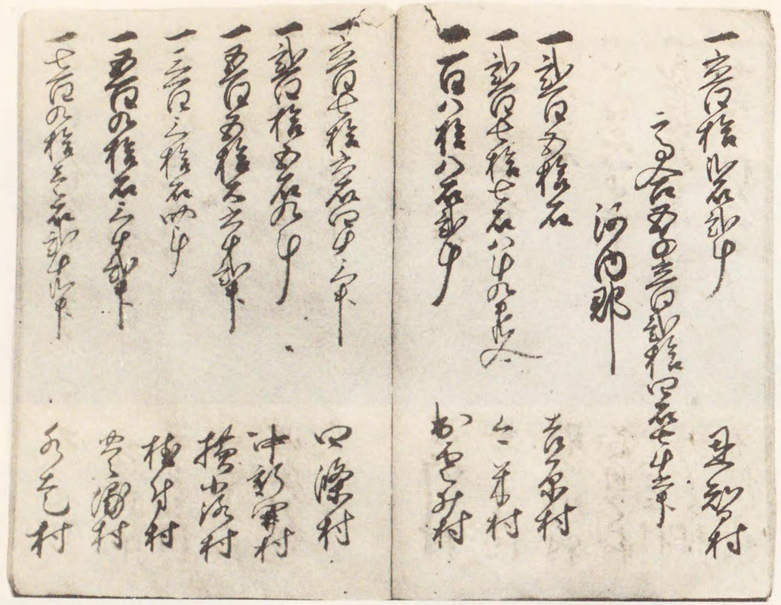

河内國御檢地帳高頭村々書立

孔舍衙村山麓地帶

圖版第三七

（一）大字日下より生駒山遠望

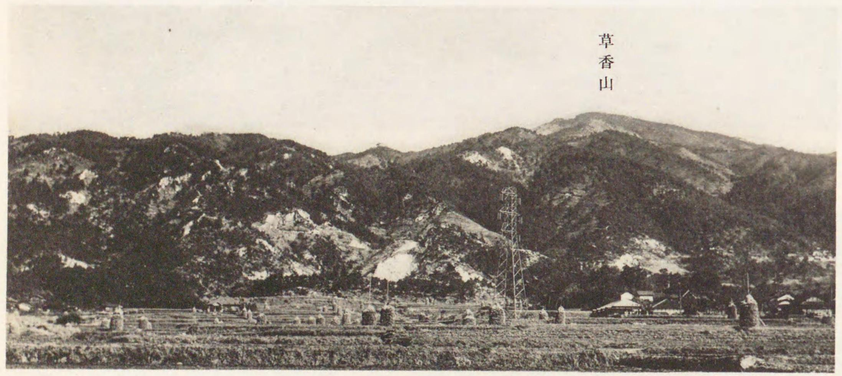

近附下日字大（二）

（三）大字日下より北方遠望

神武天皇聖蹟盾津顯彰碑

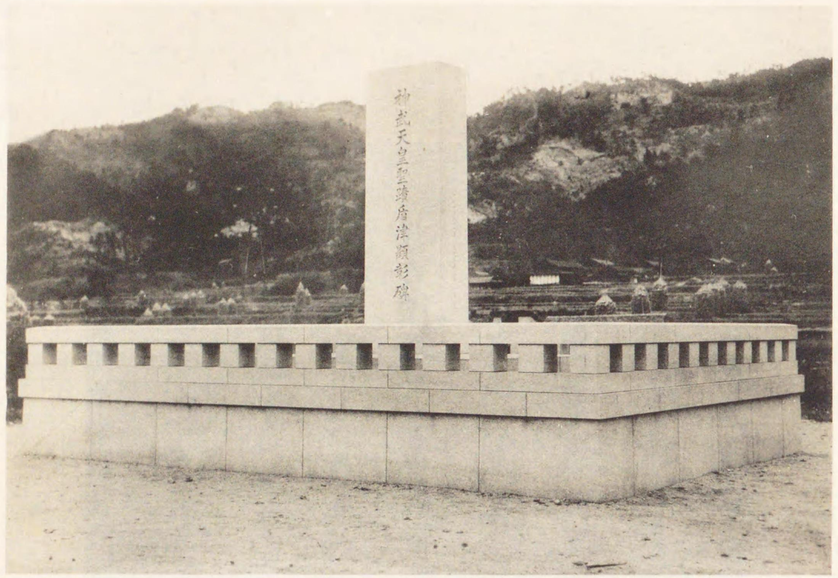

面　正（一）

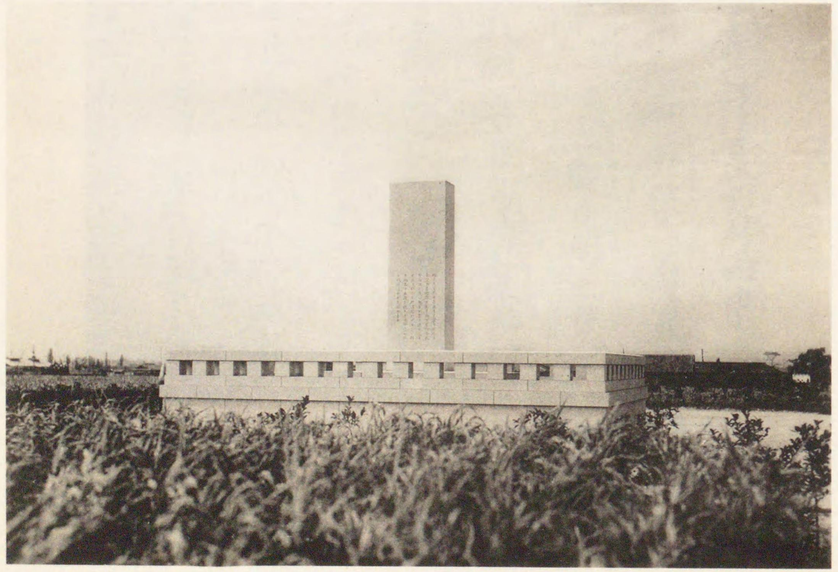

面　背（二）

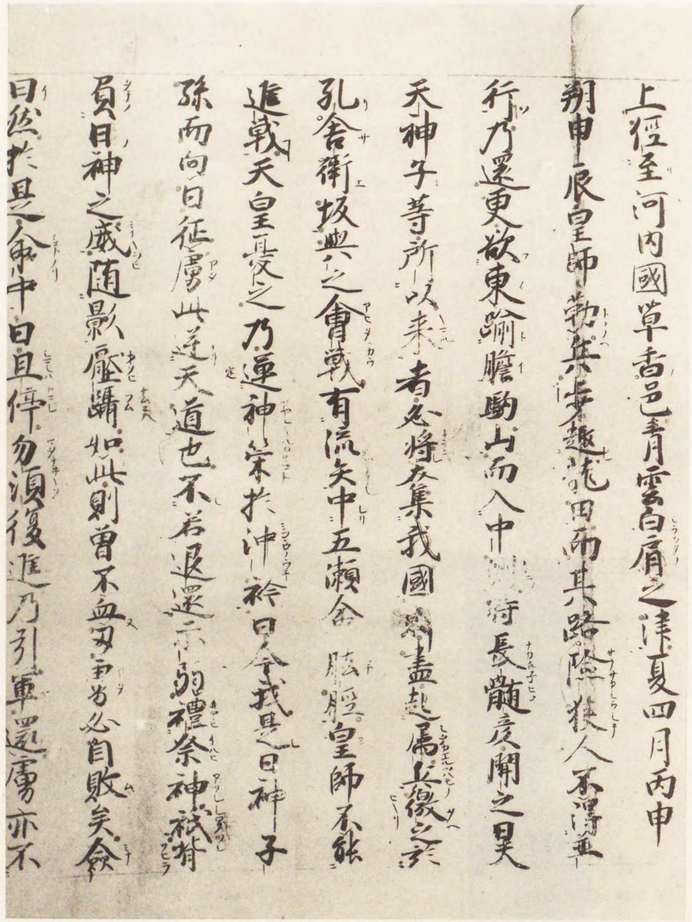

日本書紀 熱田神宮所藏本

（中敬三所藏）

河內國繪

(一)

（二）

（中西佐知美所藏）

（中敬三所藏）

河内國繪圖（一部）

（一）燒山より草香山を望む

（二）日下越の舊道

神武天皇聖蹟孔舍衛坂顯彰碑

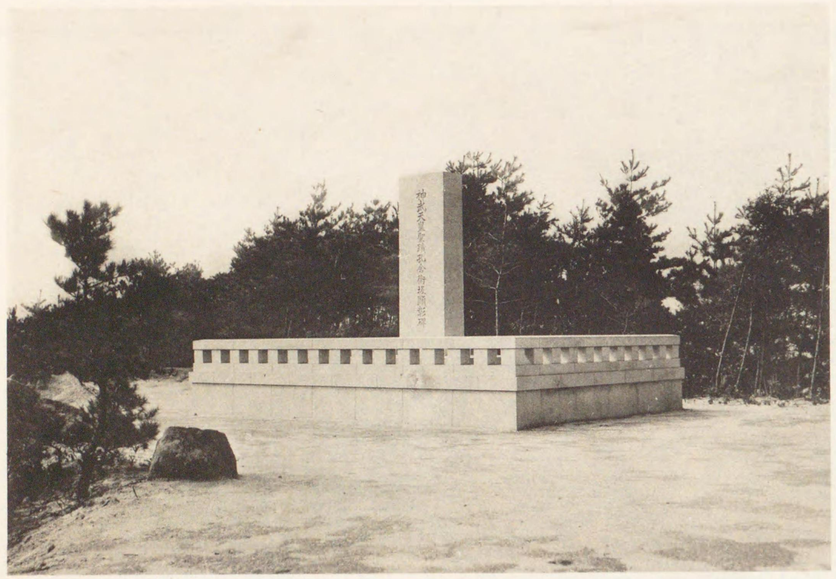

（一）正面

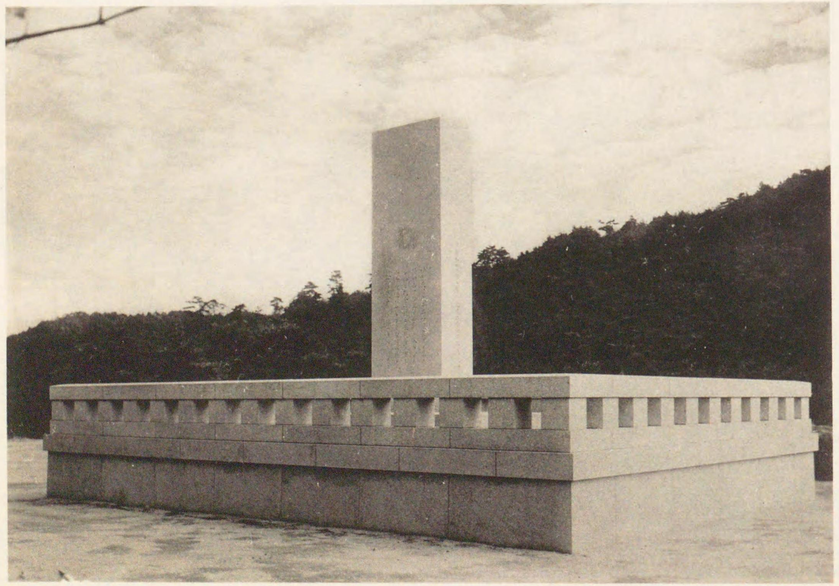

（二）面背

圖版第四三

大阪府泉南郡樽井町及雄信達村附近圖

陸地測量部五万分一地形圖（明治四十二年測圖昭和十年第二回修正測圖）ニ據ル

○ハ神武天皇聖蹟雄水門顯彰碑ノ位置ヲ示ス

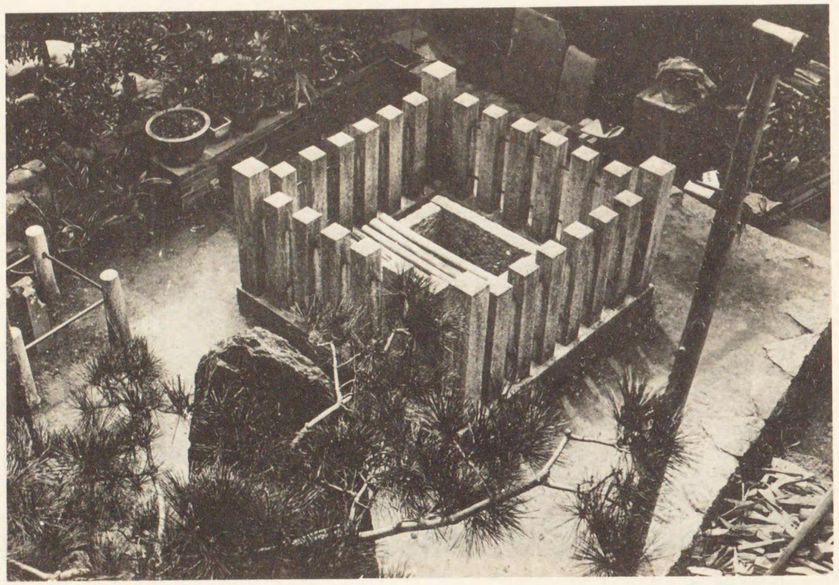

阯遺井山町井樽（一）

（二）天神森及樽井町遠望

圖版第四五

（一）森神天

（二）府社男神社攝社濱宮及「雄水門」碑

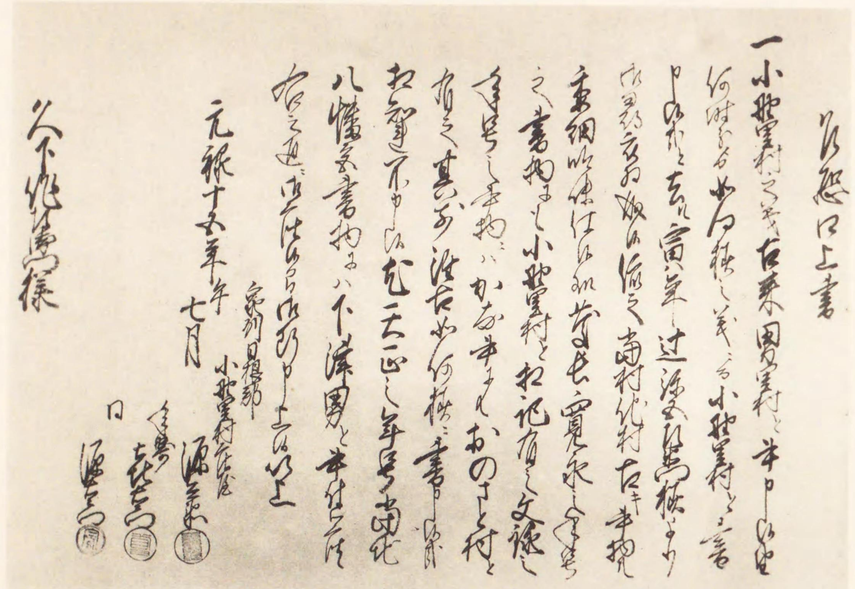

（一）小野里村庄屋等口上書

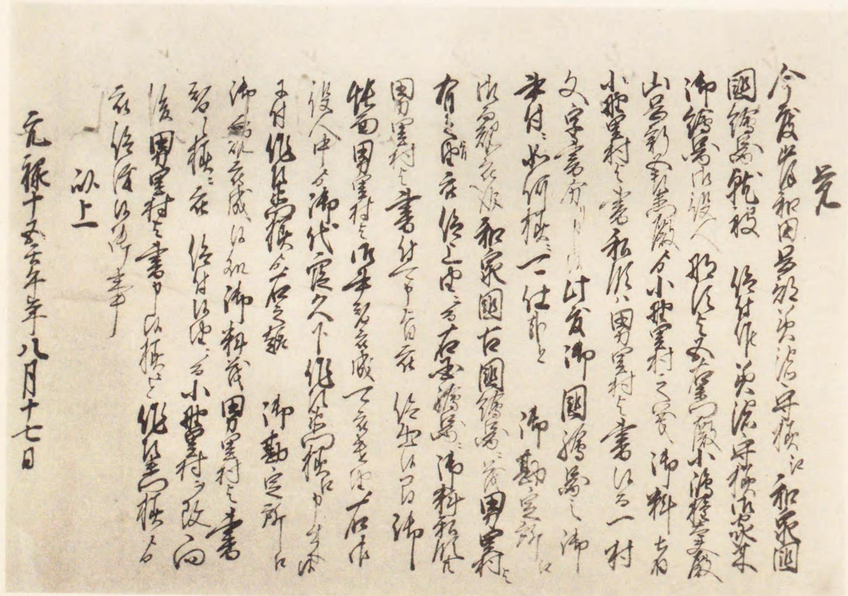

（二）覚